

様式 1－表紙

# 東京立正短期大学

# 自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月



## 目次

自己点検・評価報告書 .....	4
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	5
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	16
【基準 I 建学の精神と教育の効果】 .....	19
[テーマ 基準 I -A 建学の精神] .....	19
[テーマ 基準 I -B 教育の効果] .....	21
[テーマ 基準 I -C 社会貢献] .....	27
[テーマ 基準 I -D 内部質保証] .....	30
【基準 II 教育課程と学生支援】 .....	33
[テーマ 基準 II -A 教育課程] .....	33
[テーマ 基準 II -B 学習成果] .....	38
[テーマ 基準 II -C 入学者選抜] .....	43
[テーマ 基準 II -D 学生支援] .....	45
【基準 III 教育資源と財的資源】 .....	61
[テーマ 基準 III -A 人的資源] .....	61
[テーマ 基準 III -B 物的資源] .....	67
[テーマ 基準 III -C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	69
[テーマ 基準 III -D 財的資源] .....	71
【基準 IV 短期大学運営とガバナンス】 .....	75
[テーマ 基準 IV -A 理事会運営] .....	75
[テーマ 基準 IV -B 教学運営] .....	78
[テーマ 基準 IV -C ガバナンス] .....	80
[テーマ 基準 IV -D 情報公表] .....	82

## 【資料】

- [様式 9] 提出資料一覧
- [様式 10] 備付資料一覧
- [様式 11-1～20] 基礎データ
- [様式 21] 法令対応確認一覧

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、令和 6 年度 東京立正短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 6 月 31 日

理事長

山田 教周

学長

清水 海隆

ALO

横尾 瑞恵

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

1926年（昭和元年）	立正高等女学校設立 認可（初代校主 岡田日帰）
1927年（昭和2年）	立正高等女学校 開校 校舎本館完成
1928年（昭和3年）	立正高等女学校付属技芸科 設立
1931年（昭和6年）	立正高等女学校付属技芸科を立正技芸専修学校と改称（のちに立正第一女学校と改称） 立正高等女学校第1回卒業式挙行 同窓会 設立 堀日正（妙法寺31世）第2代理事長 就任
1932年（昭和7年）	立正父母の会 設立
1935年（昭和10年）	財団法人・堀之内学園 認可
1937年（昭和12年）	講堂竣工（現在も使用）
1940年（昭和15年）	立正高等女学校 進学、就職、家庭の三部制を廃止
1941年（昭和16年）	堀之内夜間中学校（のち堀之内中学校、堀之内高等学校、さらに東京立正中学校男子部、東京立正高等学校男子部へと改組）（男子部）開校
1942年（昭和17年）	堀之内夜間中学校第1期校舎 竣工
1945年（昭和20年）	空襲により校舎本館焼失 教員、生徒による消火活動により講堂は焼失を逃れる
1947年（昭和22年）	学制改革により東京立正中学校、堀之内中学校 認可
1948年（昭和23年）	学制改革により東京立正高等学校、堀之内高等学校 認可 立正高等女学校 廃止
1949年（昭和24年）	新制東京立正高等学校 第1回卒業式挙行 旧制立正高等女学校 第19回卒業式挙行（最後の卒業式） 法人合併により、堀之内中学校は東京立正中学校男子部、堀之内高等学校は東京立正高校男子部となる
1950年（昭和25年）	第1期校舎 竣工
1951年（昭和26年）	学校法人・堀之内学園 認可
1955年（昭和30年）	東京立正中学校男子部、東京立正高等学校男子部 閉校
1957年（昭和32年）	第3代理事長 大塚教偉 就任
1959年（昭和34年）	本館（現在の東京立正中学・高等学校校舎） 完成
1962年（昭和37年）	体育館（現第一体育館）、プール、東校舎 完成
1965年（昭和40年）	第4代理事長 小林教明 就任

1965年（昭和40年）	東京立正女子短期大学の設立認可を申請
1966年（昭和41年）	東京立正女子短期大学 開校 英米語学科（秘書、教職、教養の3コース）
1976年（昭和51年）	第5代理事長 茂田井教亨 就任
1984年（昭和59年）	第6代理事長 駒野教格 就任
1993年（平成5年）	湯ノ丸高原荘 完成（2015年閉館）
2002年（平成14年）	東京立正女子中学校、高等学校を共学化 東京立正中学校、高等学校と改称
2005年（平成17年）	東京立正女子短期大学を共学化 東京立正短期大学に改称 東京立正短期大学現代コミュニケーション学科に保育士養成課程（子どもコミュニケーションコース）を設置、あわせて専攻科を開設
2006年（平成18年）	東京立正短期大学現代コミュニケーション学科に現代コミュニケーション専攻、幼児教育専攻の2専攻を置く
2014年（平成26年）	第7代理事長 山田教周 就任
2018年（平成30年）	東京立正保育園開設
2022年（令和4年）	岡田日帰上人記念講堂が国の登録有形文化財（建造物）に登録される

＜短期大学の沿革＞

1966年（昭和41年）	東京立正女子短期大学 開校 英米語学科（秘書、教職、教養の3コース） 初代学長 藤井教詮 就任
1967年（昭和42年）	東京立正女子短期大学父母の会 発足
1970年（昭和45年）	旧学生寮 開設
1971年（昭和46年）	英米語学科に観光コース設置 第2代学長 岩本経丸 就任
1973年（昭和48年）	東京立正女子短期大学同窓会 発足
1974年（昭和49年）	第3代学長 庄司寿完 就任
1976年（昭和51年）	親睦旅行 開始 海外研修 開始
1980年（昭和55年）	旧学生寮 閉鎖
1982年（昭和57年）	新学生寮 開設
1986年（昭和61年）	校歌完成発表会開催（作曲：服部克久、作詞：谷川俊太郎）
1987年（昭和62年）	第4代学長 石川教統 就任 英語スピーチコンテスト 開始（2002年から日本語スピーチも開始。2010年から学習発表会に発展的解消）
1988年（昭和63年）	教職コースを教職課程に変更

1989年（平成元年）	新学生寮 閉鎖 第5代学長 藤田教忠 就任
1991年（平成3年）	第6代学長 藤井教正 就任 東短協スピーチコンテスト（第17回）に参加 新図書館 開館
1999年（平成11年）	教養コースを英米文化コースに改称
2000年（平成12年）	秘書コースをビジネス・情報コースに改称
2001年（平成13年）	英語コミュニケーション学科に名称変更
2002年（平成14年）	現代コミュニケーション学科に改組（ビジネス情報コース・英語コミュニケーションコース・観光メディアコース・心理カウンセリングコース開設） 短大校舎の耐震工事実施 「学生ホール」（2階建て）建設
2005年（平成17年）	男女共学とし、東京立正短期大学に改称 現代コミュニケーション学科に保育士養成課程（子どもコミュニケーションコース）を設置、あわせて専攻科を開設
2006年（平成18年）	現代コミュニケーション学科に現代コミュニケーション専攻（ビジネスコース・観光コース・心理コース）、幼児教育専攻の2専攻を置く
2009年（平成21年）	現代コミュニケーション専攻のコース制を廃止しコア制（心理、ビジネス、観光）を開始（2011年よりコース制に戻す） 第7代学長 坂輪宣敬 就任
2010年（平成22年）	認証評価受審
2012年（平成24年）	幼児教育専攻（保育士養成課程）を3年制から2年制に変更
2014年（平成26年）	児童厚生員養成課程を設置
2015年（平成27年）	第8代学長 工藤教和 就任
2016年（平成28年）	東京立正短期大学 創立50周年
2017年（平成29年）	認証評価受審
2019年（令和元年）	第9代学長 北川前肇 就任
2020年（令和2年）	首都圏西部単位互換協定会 加入 新型コロナウイルス感染症の国内流行により、感染症対策を実施 サマーキャンプを中止 文化祭（Wisteria Festival）をオンライン抽選会として実施
2021年（令和3年）	本館屋上モニュメント改修完了
2022年（令和4年）	全面的に対面授業を実施 文化祭を3年ぶりに実施
2023年（令和5年）	第10代学長 清水海隆 就任
2024年（令和6年）	認証評価受審

(2) 学校法人の概要

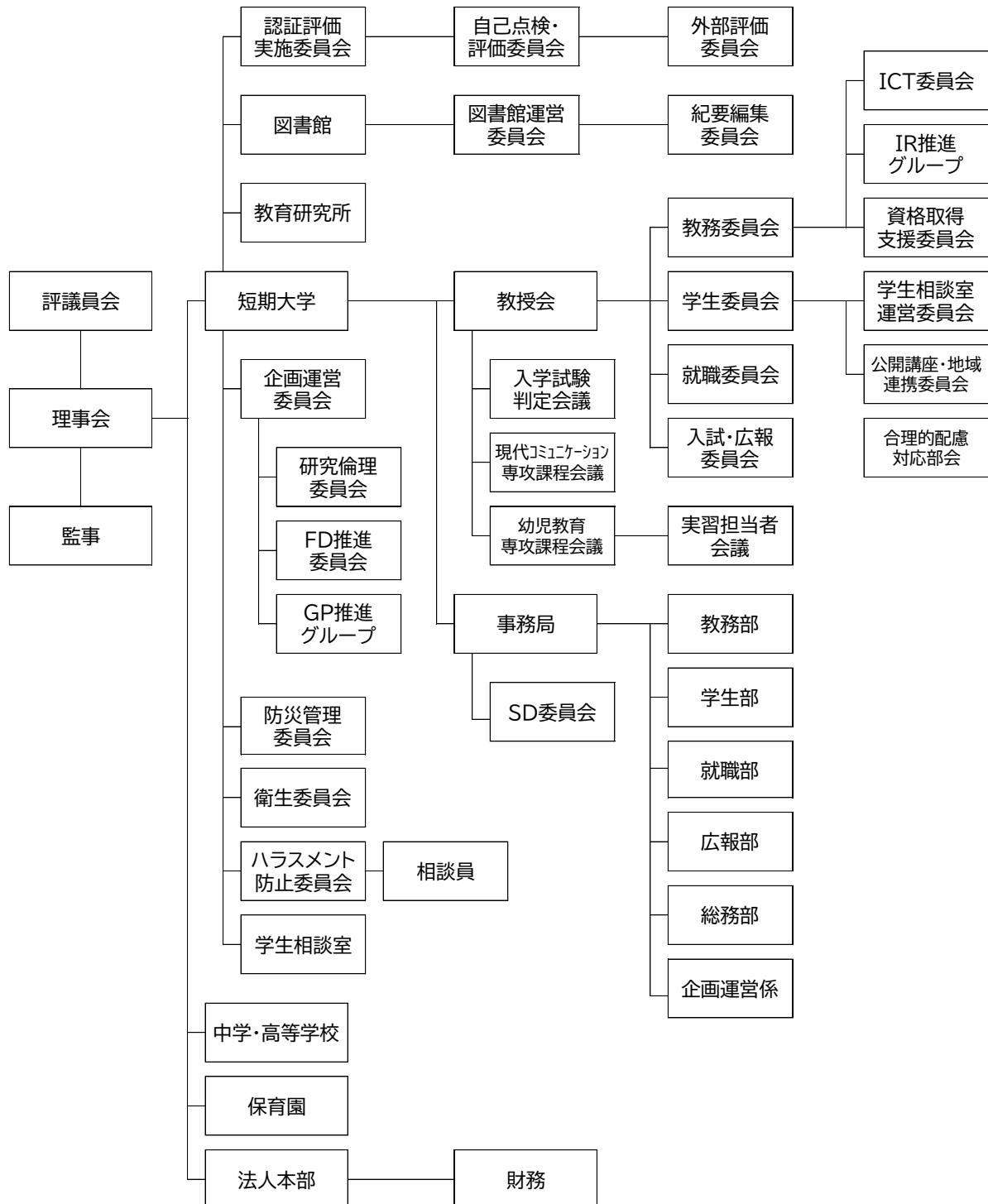
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京立正短期大学	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-41-15	100	200	131
東京立正短期大学 専攻科	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-41-15	50	50	3
東京立正高等学校	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-41-15	240	720	654
東京立正中学校	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-41-15	120	360	126
東京立正保育園	〒166-0014 東京都杉並区松ノ木 2-29-19	—	102	99

### (3) 学校法人・短期大学の組織図

## ■ 組織図

■ 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在



#### (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

##### ■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する東京都杉並区は、東京 23 区の西端に位置しており、2025 年（令和 7 年）4 月 1 日現在の人口は 579,634 人となっている。区の人口は、1975 年（昭和 50 年）の 53 万 8,985 人をピークに、1997 年（平成 9 年）には 51 万 1,580 人まで減少したものの、その後増加に転じた。1997 年（平成 9 年）までの人口減少は、少子化による年少人口の減少がそのまま表れていたためであるが、それ以降は高齢者人口の増加が顕著となり増加に転じていると考えられる。1970 年（昭和 45 年）に 3 万 3 千人あまりだった高齢者人口は、2022 年（令和 4 年）には 12 万人余りと 4 倍近くになっている。一方、年少人口は 2004 年（平成 16 年）には 48,715 人にまで減少したが、その後、新型コロナウイルス感染症拡大前までは増加に転じており、他市区町村からの人口流入が起きていたと考えられる。

その結果、2024 年（令和 6 年）の年少人口は 59,752 人、高齢者人口は 120,435 人となっている。

学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
	人数	割合								
	（人）	（%）								
杉並区	5	3.9	3	2.7	7	5.4	6	7.1	3	4.4
杉並区を除く東京都	55	42.6	47	42.3	53	41.1	34	40	22	32.4
関東地方	37	28.7	39	35.1	37	28.7	32	37.6	21	30.9
北海道・東北地方	4	3.1	2	1.8	13	10.1	4	4.7	2	2.9
中部地方	18	14.0	13	11.7	14	10.9	5	5.9	7	10.3
その他の地方（日本）	10	7.8	7	6.3	5	3.9	3	3.5	12	17.6
その他の地方（外国）	0	0	0	0	0	0	1	1.2	1	1.5
合計	129 人	100%	111 人	100%	129 人	100%	85 人	100%	68 人	100%

##### ■ 地域社会のニーズ

本学の前身である立正高等女学校は、江戸時代の初めより地域住民の信仰を集める堀之内妙法寺が、女子教育の発展を目的に 1926 年（昭和元年）に設立したものであり、地域社会のニーズに即したものであった。そして、1966 年（昭和 41 年）に本学（英米語学科）が開設され、時代とともに変化する地域社会のニーズに対応して、現在は、地域社会における営みにおいて必須であるコミュニケーションを基本とする現代コミュニケーション学科として、地域の教養・学習ニーズに応えている。

妙法寺の門前町として発展した杉並区堀ノ内は、環状七号線による分断もあり、現在、

門前商店街の振興など大きな課題を抱えている。そこで、地域振興を図るため妙法寺門前通り商店会と協定を結ぶなど、本学としても地域社会と共に歩み発展に寄与する短期大学を目指している。

また、杉並区の待機児童は、2017年（平成29年）には29人を数えたが、2018年（平成30年）以降ゼロとなっている。これは、杉並区が待機児童解消緊急対策を実施し、保育所の定員を大幅に増員した結果である。堀之内学園も2018年度（平成30年度）に東京立正保育園を開設し、地域社会に貢献するとともに、本学において責任ある保育者の養成に取り組んでいる。

### ■ 地域社会の産業の状況

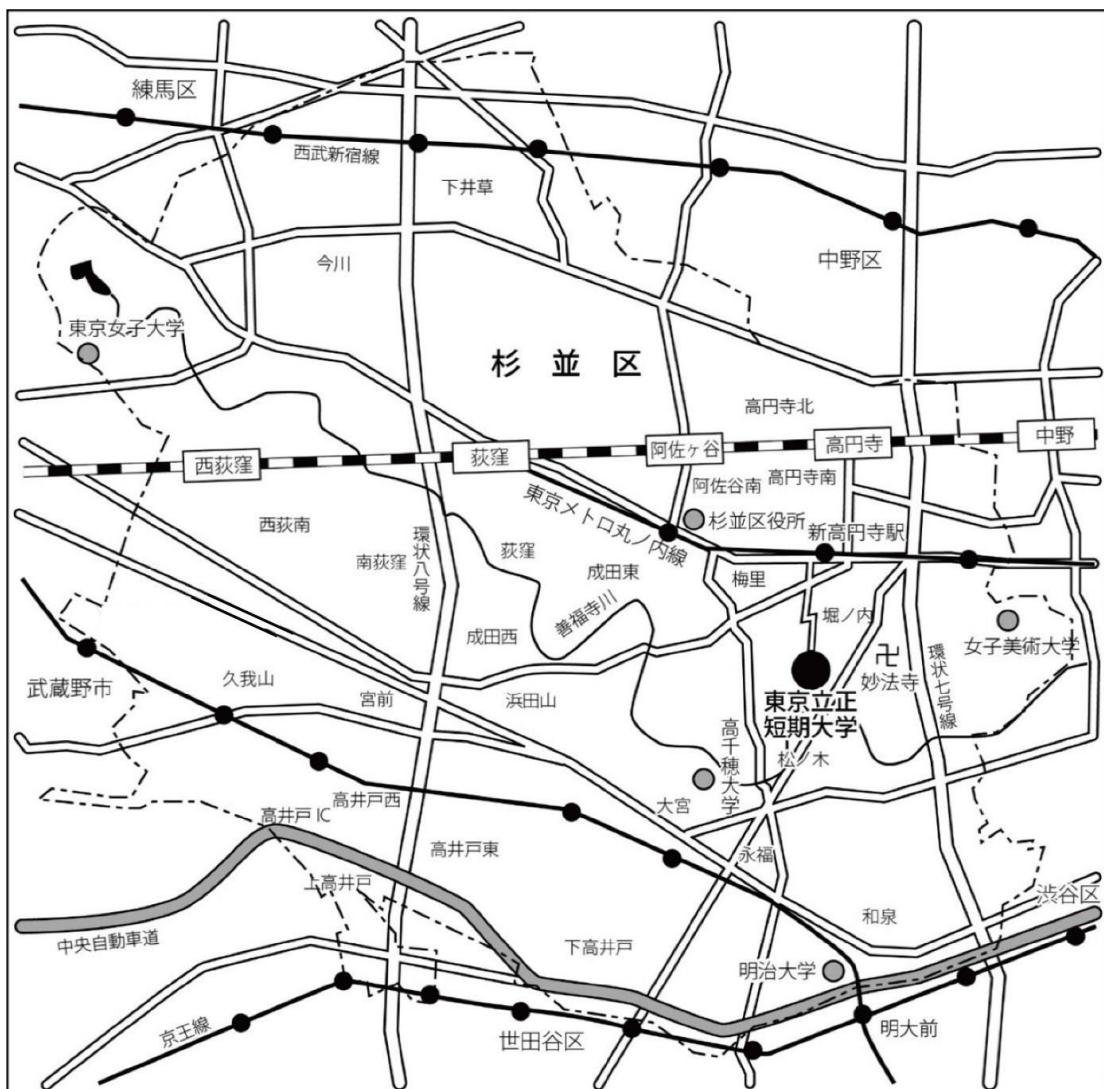
杉並区の2024年（令和6年）の「統計書」によれば、区内には事業所が19,274ヶ所ある一方、従業者数は155,138人となっている。この数字から、他区市から勤労者が流入していると推測される。こうした傾向は杉並区に限らず東京23区全般に言えることであり、他県からの勤労者の流入も多く見られる。

事業所の区分で最も多いのが卸売業・小売業であり、以下、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業と続いている。いわゆる第三次産業に分類される事業所が大多数である。また、近隣区市に比べて比較的小規模事業所が多いのも特徴である。

一方、全国的な趨勢と同様であるが、農家数および農林水産業に従事する者の数は減少の一途をたどっている。2024年（令和6年）には、経営耕作面積2776ヘクタール、農家戸数は95戸となっており、1957年（昭和32年）から、経営耕作面積は約10分の1以下にまで減少している。とはいっても、23区では6番目の農地面積であり、学校給食に提供したり、子どもたちの農業体験に活用したりしている。

### ■ 短期大学所在の市区町村の全体図

東京立正短期大学の設立者は学校法人堀之内学園である。堀之内学園は宗教法人日圓山妙法寺によって設立されたが、その際、本学園の学校用地として、妙法寺の所有地が貸与されて今日に至っている。この地、杉並区堀ノ内2-41-15に位置する学園は、新宿副都心から電車と徒歩あわせて約20分の距離にありながら、閑静な住宅街の中にあり、落ち着いた勉学環境に恵まれている。東京都内にもかかわらず、周辺には善福寺川があり、武蔵野の面影の残る雑木林も広がっている。当該地域は「風致地区」に指定されて建築上の制限が設けられており、それが周辺地域の環境の保全に寄与している一方、本学の施設拡充その他の制約となっていることも否めない。しかしながら、JR新宿駅あるいは荻窪駅で東京メトロ丸ノ内線に乗り換え、新高円寺駅で下車して徒歩10分あまりという交通アクセスの良さは、本学園ならびにそこで学ぶ学生にとっては恵まれた環境となっている。



杉並区全域地図および近隣地図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準II 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスに必要な記載事項はあり記載方法については教員間で共有されているものの、記載内容にばらつきが見られる。組織的なチェック体制の整備が望まれる。

(b) 対策

- 専攻課程・教務委員会における事前チェックの充実化を図ることとした。

(c) 成果

- 令和7年度のシラバスにおいて、課題が達成されたと認識している。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準III 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「2025年度を始期とする新中期計画」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

(b) 対策

- 新中期計画の策定において、学校法人全体の財務体質の改善を図るべく計画を策定する。

(c) 成果

- 新中期計画は2025年（令和7年）5月31日開催の理事会・評議員会において承認されたが、財務改善計画の策定は済んでいない。今秋において予定している事業団の経営相談を経て、策定することとしている。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

- 特になし

(b) 対策

(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

基準II 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、学生募集要項において、各専攻課程の募集人員が入試方法の区分ごとに明記されていないという問題が認められた。

(b) 改善後の状況等

- 入試ごとの募集人員が学科単位であったのを、指摘を受け、専攻課程ごとの募集人員に改めることとし、「2025年度入学者選抜要項」を修正した。なお、既に発送済についてメールならびに郵送により修正を告知し、本学WEBサイト上においては「要項」の差し替えならびに告知を行った。（令和7年1月教授会承認）

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

基準IV リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項が教授会において報告事項になっているという問題が認められた。

(b) 改善後の状況等

- 入試の合否判定については、慣例として専任教員全員参加による仮判定会議の結論

をもって教授会に合否を報告するという手順がとられていたが、実査での指摘を受け、本学学則第 52 条・同教授会規程第 6 条に従って教授会の審議事項とすることに修正し、令和 7 年度入試の合否判定から手順を修正して実施した。（令和 6 年 10 月教授会承認）

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
<input type="radio"/> 特になし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学における公的研究費補助金の適正管理は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」に基づき、以下のとおり規程を整備している。

基本方針	東京立正短期大学 研究倫理要綱（提出 43-規程集 98）
	東京立正短期大学 研究活動における公的資金の不正使用防止に関する基本方針（提出 43-規程集 99）
	東京立正短期大学 研究活動における不正行為の防止体制に関する規則（提出 43-規程集 100）
組織・責任体制	研究倫理委員会規程（提出 43-規程集 102）
	研究費の管理・運営に関する責任体制（一覧表）（提出 43-規程集 101）
運用ルール	公的研究費管理・運用規程（提出 43-規程集 104）
	東京立正短期大学 科学研究費補助金 経理事務取扱規程（提出 43-規程集 103）
	研究補助者の雇用等に関するガイドライン（提出 43-規程集 106）
	間接経費運用ガイドライン（提出 43-規程集 107）

	取引業者の方へ(業者との取引に関する指針) (提出 43－規程集 112)
不正防止策	公的研究費の適切な運営・管理のためのコンプライアンス教育および誓約書に関する内規 (提出 43－規程集 110)
	内部監査ガイドライン (提出 43－規程集 105)
	研究活動に関する不正防止計画 (提出 43－規程集 114)
	コンプライアンス教育・啓発活動実施計画 (提出 43－規程集 115)
	誓約書 (研究不正防止) (提出 43－規程集 111)
不正行為への対応	研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等内規 (提出 43－規程集 116)
	研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン (提出 43－規程集 117)
	東京立正短期大学の発注等に関する取引停止等の取扱規則 (提出 43－規程集 113)

毎年度初めに、本学で研究活動を行っている全教員（非常勤講師を含む）および取引業者に対して誓約書の提出を求めている。また、教員および公的研究費補助金にかかる業務に携わる総務部、教務部職員を対象に、コンプライアンス及び研究倫理研修を毎年度実施している。公的研究費にかかる業務は総務部が掌握しており、研究者が独自に発注することはできない仕組みとなっている。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、学長、事務長各 1 名、ALO 1 名、ALO 補佐 1 名、ほか教員 4 名で構成されている。また、認証評価前年度及び当年度についてはこれを拡充し、法人本部からは常務理事、監事を加え、必要に応じて理事長の出席を求める認証評価実施委員会として活動することとなっている。

2024 年度（令和 6 年度）の自己点検・評価委員会の構成員は次のとおりである。

委員長 学長 清水海隆

委員 事務長 笹森千沙子

委員 学科長 東浩一郎

委員 現代コミュニケーション専攻課程長 有泉正二

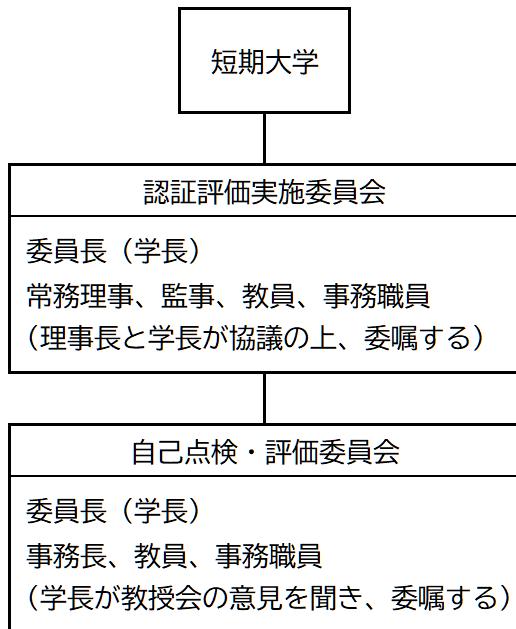
委員 幼児教育専攻課程長 前嶋元

委員 現代コミュニケーション専攻准教授 横尾瑞恵

ALO 幼児教育専攻准教授 鈴木健史

ALO 補佐 佐々木正人

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

教授会、企画運営委員会および各委員会・部会、専攻課程会議、FD 委員会、SD 委員会、IR 推進グループにおいて、日常的に自己点検・評価活動を進めている。専攻課程会議には学長あるいは学科長が出席しており、必要な情報は IR 推進グループに集中し、自己点検の資料となるよう整理したうえで各委員会等に戻している。

自己点検・評価委員会は自己点検・評価報告書の取りまとめを中心に活動しており、取りまとめ過程で課題を抽出し点検・評価活動に役立てている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和 6（2024）年度を中心に）

2021 年度（令和 3 年度）までは、自己点検・評価活動は行っているものの報告書を取りまとめていなかった。このため、2022 年度（令和 4 年度）には 2021 年度自己点検・評価報告書を取りまとめることとし、自己点検・評価委員会において、大学・短期大学基準協会の評価基準を確認し、様式に沿って取りまとめを行った。毎月の定例教授会において、学長から各委員会に評価・点検項目の確認と書類の取りまとめを依頼し、各委員会から進捗状況が報告された。前回の認証評価以来の報告書作成ということもあり、取りまとめに時間がかかり、報告書が完成したのは 2023 年（令和 5 年）3 月初めであった。

その後、引き続いて、2022 年度自己点検・評価報告書の取りまとめに入り、毎月の定例教授会にあわせて自己点検・評価委員会を開催し、前年度同様の手順により進捗状況を確認しつつ、併せて 2024 年（令和 6 年）に予定されている認証評価受審を視野に置き点検・評価活動を進めた。その結果、2022 年度自己点検・評価報告書の取りまとめは、2022 年度同様に年末まで時間を要することとなった。その後、今まで委嘱されていなかった外部評価委員を委嘱することとし、本短期大学と同様の設置経緯を有する宗門系大学である立正大学（東京都品川区）ならびに東京地区の短期大学であるフェリシアこども短期大学（東

京都町田市)に委員の推薦を依頼し、2022年度自己点検・評価報告書により文書でご意見を頂戴している。2024年度(令和6年度)は、認証評価受審に合わせて2023年度自己点検・評価報告書を5月末までに取りまとめ、6月末までの提出に向けて、自己点検・評価委員会を中心に不備がないかの確認を繰り返した。

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

#### ＜根拠資料＞

##### 提出資料

- 1 学生便覧（2024 年度）p.4
- 2 学校案内（2025 年度）p.1
- 3 WEB サイト（建学の精神・教育綱領）

<https://www.tokyorisho.ac.jp/about/presen/standard/>

##### 備付資料

- 1 学園 70 年誌
- 2 紀要 短大 50 周年記念号
- 4 立正大学学園教育提携に関する覚書
- 5 立正大学経済学部との協定書
- 6 培材大学との協定書
- 7 杉並区と区内高等教育機関による連携協働に関する包括協定書
- 8 和田商店会との協定書
- 9 妙法寺門前通り商店会協定書

#### [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

#### ＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

「人の心のうちに塔を建てよう」との建学の精神は、「堀之内学園教育綱領」（1966 年（昭和 41 年）制定・2000 年（平成 12 年）改訂）（提出 1）に明確に謳われ、学園の内外に広く示されている（提出 3）。法華経の精神に基づく教育を基礎とすることは、教育綱領及び学則の冒頭に明記されている。その実践規範である「生命の尊重、慈悲・平和」の教育理念は、「学生便覧」（提出 1）に記載するとともに、あらゆる機会を通じて主張されている。学外に対してもパンフレット、WEB サイトを通じて示されている。本学のほとんどの教室や多くの学生の目に触れる場所には、学園理事長（堀之内妙法寺山主）の揮毫によるこの教育理念の額が掲げられている。

また、学長による建学の精神講話などを通じて建学の精神・教育理念の今日的な解釈が語られている。たとえば「塔を建てる」とは、本学創立の時代には「次代をになう青少年を育てる母親を育成する」ことを念頭に置いた言葉であったが、今日では教育基本法・学校教育法、および児童福祉法の趣旨に則り、宗教的情操と文化的教養をつちかい、それぞれの人が内面にもつ様々な可能性を見出し大きく育てて行くことと解釈している。また、「生命の尊重、慈悲・平和」は、不寛容さを増し混迷を深める現代社会にあって、公共性を有する最も重要な理念として主張されている。

専任教員間のみならず、非常勤講師を含め、ハイブリッドで開催される教員連絡会などでもこの趣旨が共有され、本学の教育の特徴としての「学生一人ひとりに寄り添いその可

能性を発見し育てる」教育姿勢として具現化されている。本学においては、創立記念日講話および非常勤講師を含む教員連絡会以外に建学の精神、教育理念を改まって確認する機会を設けていないが、これらの折に、定期的に確認され、学内に浸透していると言える。

#### ＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

上記の教育理念と学科名「現代コミュニケーション」との間には、説明のための媒介項を入れる必要がある。「生命の尊重、慈悲・平和」を希求するためには、現代社会の基礎となる人と人との交わり=コミュニケーションが出発点であり、その力を涵養することを目的として学科名に盛り込んでいると説明している。このことを学生に卒業認定・学位授与の方針の徹底、シラバスにおける卒業認定・学位授与の方針との関連性の明示などを通じてさらに丁寧に説明し、教育理念の一層の浸透を図る必要がある。

「一人ひとりに寄り添う」教育姿勢は、行き過ぎると過保護となり学生の自立を阻害する一面もあり、教職員と学生とのあるべき距離感の構築は常に課題として意識されている。

地域連携は今後も拡大していくことが望まれるが、現状では人員の制約からこれ以上の拡大が困難な状況にある。コロナ以降の社会状況の変化をうけて、オンラインによる連携も含め、新しい展開を引き続いだ模索している。

#### ＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

特になし

## [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

### <根拠資料>

#### 提出資料

- 1 学生便覧
- 4 WEB サイト (学則)  
<https://www.tokyorisho.ac.jp/about/presen/standard/>
- 5 WEB サイト (学習成果)  
[https://www.tokyorisho.ac.jp/about/presen/study/#004"](https://www.tokyorisho.ac.jp/about/presen/study/#004)
- 6 WEB サイト (GPA 分布一覧)  
[https://www.tokyorisho.ac.jp/user/filer\\_public/e1/a4/e1a4d7b5-f53d-4e1d-a0ac-f0e5028905f1/2024nian-du-gpayi-lan.pdf](https://www.tokyorisho.ac.jp/user/filer_public/e1/a4/e1a4d7b5-f53d-4e1d-a0ac-f0e5028905f1/2024nian-du-gpayi-lan.pdf)

### [区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

### <区分 基準 I -B-1 の現状>

堀之内学園の教育理念である「生命の尊重、慈悲・平和」(提出 1、提出 3)に基づき、本学では「現代社会におけるコミュニケーション能力」の修得を教育目的としている。具体的には学則第 1 条において教育の目的・目標を以下のように定めている(提出 4)。

#### (学則)

第 1 条 本学は、教育基本法・学校教育法および児童福祉法の趣旨に則り、高等学校の教育を基本とし、現代社会におけるコミュニケーション能力を修得するための教育を行い、法華経精神に基づく宗教的情操と文化的教養をつちかい、現代社会の要請に応えうる主体的で人間性豊かな人材の育成を目的とする。

2 第 1 項の目的を達成するため、専攻ごとに次の教育目標を掲げる。

#### (1) 現代コミュニケーション専攻

- ① 教養教育を行い、幅広い知識に基づくコミュニケーション能力に秀でた人材を養成する。
- ② 基礎的コミュニケーション能力、基礎的語学能力を修得し、安易に社会の風潮に流されない主体的な人格を養成するために、これらにかかわる教育研究を行う。
- ③ 上記の教育研究を心理、ビジネス、観光の分野において発展させ、確固たる社会人意識に基づいた自立した学生を社会に送り出す。

#### (2) 幼児教育専攻

- ① 子どもの発達の特徴をとらえた上で、一人ひとりの個性を認める保育のあり方や保育技術を修得する。
- ② 保育者としての自己の課題を客観的にとらえ、正しく自己評価し、課題に対処する能力を身につける。
- ③ 保育者同士で連携を図りながら保護者と関わり子育て支援をしていくためのコミュニケーション能力を養成する。

教育目的・目標は、『学生便覧』において学生に示しており、WEB サイトにおいて広く社会に公表している。教育理念にもとづく教育目的・目標は、教員においては教員連絡会で、学生においては創立記念講話で共有されている。「自己点検・評価報告書」をまとめる折に、地域・社会の要請に応えているか点検され、教授会において確認している。

教育目的・目標にもとづき、3 つのポリシーを一体のものとして定めており、評価基準としてアセスメント・ポリシーを定めている。

2024 年度（令和 6 年度）には、外部評価規程に基づき大学・短大および企業から外部評価委員を委嘱し、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか点検・評価を実施した。

[区分 基準 I -B-2 学習成果を定めている。]

＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

本学では、学習成果を短期大学（学科）においては建学の精神に基づき定め、現代コミュニケーション専攻、幼児教育専攻においては専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

学習成果

短期大学	現代コミュニケーション専攻	幼児教育専攻
1. 自己を発信できる言語能力とコミュニケーション能力を有している	1-1. 日本語の正しい理解と発信能力を有している 1-2. 基本的な英語能力を有している 1-3. 自らを表現するプレゼンテーション能力を有している	1-1. 保育現場の状況に応じて適切に自己を表現することのできるコミュニケーション能力を有している 1-2. 子どもの特徴や発達について理解し、子どもの個性や状況に応じた保育ができる
2. 安易に流されない価値観を確立している	2-1. 広く教養教育を学ぶ姿勢を有している 2-2. 心理、ビジネス、観光の専門分野における知識を有している	2-1. 幼稚園・保育所における保育、施設における療育や養護とは何かを理解している 2-2. 保育者としての役割を理解し、自分の進路と結びつけ、どのような保育者を目指すのか、保育観を確立できている
3. 他者と異文化を理解し市民社会を形成する能力を有している	3-1. 他者の立場を理解しコミュニケーションをとる姿勢を有している 3-2. ボランティア等をとおして、地域課題を発見し解決する	3-1. 子どもの命を尊重し、子どもの発達の特徴をとらえ、子ども一人ひとりの個性を認め保育技術が身についている 3-2. 他の保育者や保護者と対

	姿勢を有している	話を通して協働しようとする姿勢が身についている
4. 独立と協働の姿勢を有している	4-1. 学校行事に積極的に参加している 4-2. 学習発表会に向けてクラス、ゼミ活動に積極的に参加している	4-1. 省察を通して学び続ける保育者としての姿勢が身についている 4-2. 対人援助職である保育者としての自覚を認識し、子どもや保護者に寄り添う保育者の姿勢が身についている

学習成果は、本学 WEB サイト等をとおして内外に表明されている（提出 5）。

学習成果は 2023 年度（令和 5 年度）に、学校教育法第 108 条における短期大学に関する規定に照らし策定しており、2024 年度（令和 6 年度）には、各専攻課程会議、教務委員会において点検している。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

#### ＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学では、併設中学高等学校と共に建学の精神に基づく教育綱領が定められおり、これに基づいて短期大学において教育目的・目標を定めている。これを理解し社会的に有為な人材を育成するため、各専攻課程会議、教務委員会、教授会における議論を重ね、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を一体的に策定している。

三つの方針は、入学後のオリエンテーション時に配布する学生便覧に明記されており、新入生に対し教務部オリエンテーションにおいて詳しく説明している。また、WEB サイト等をとおして三つの方針を学内外に広く表明している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果と項目において対応するよう策定されている。また、卒業認定・学位授与の方針は、教育課程編成・実施の方針に基づくカリキュラムに沿って学習し卒業要件を満たすことが明記されており、これに基づき「短期大学士」の学位を授与している。したがって、社会的・国際的に通用性がある。

#### （卒業認定・学位授与の方針）

本学は、教育理念である「生命の尊重、慈悲・平和」を理解し実践できる人格形成を目標としており、複雑化する現代社会において、安易に社会の風潮に流されることなく、社会に対して自らの視角を有する人材育成を目指しています。

そのために本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき 62 単位以上を取得するとともに、社会人としての汎用能力である個人の独立と他者との協働のための基礎的コミュニケーション能力の修得をもって学生に短期大学士の学位を授与しています。そのため

の到達目標は以下のとおりです。

(現代コミュニケーション専攻・幼児教育専攻 共通の目標)

1. 社会の一員であることを認識し、自己を分析して自らの役割を見出し、発信できる言語能力とコミュニケーション能力を修得していること
2. 授業などでの討論に主体的に参加し、他者との違いを恐れず、激動する現代社会に安易に流されない価値観を確立していること
3. 他者と異文化を理解し、市民社会を形成するための知識・能力を有するとともに、地域ボランティア活動などにも積極的に取り組み、共に生きる姿勢と能力を獲得していること
4. 問題に直面したときに、他者を困難にさらすことなく、自らその原因を追究し、行動に活かそうとする独立と協働の姿勢を有していること

(現代コミュニケーション専攻)

それぞれのコースの科目習得とともに、関連資格取得などを通じて次のような力を身につけていること

1. 心理学基礎の知識と能力を有し、現代社会の中で発揮できる豊かなコミュニケーションの能力 (心理コース)
2. 現代社会経済の仕組みを理解し、コンピュータリテラシー、簿記、秘書学などを通じて得られるビジネスの実務能力 (ビジネスコース)
3. 日本と世界の現状、歴史、文化を理解し、広範な知見に基づく優れたホスピタリティ能力 (観光コース)

(幼児教育専攻)

免許・資格に必要な科目の習得とともに、個別面談指導や実習指導などを通じて次のような力と姿勢を身につけていること

1. 保育現場の状況に応じて適切に自己を表現することのできるコミュニケーション能力
2. 慈悲の心をもって他者と関わり、進んで他者のために行動しようとする姿勢
3. 子どもの命を尊重し、子どもの発達の特徴をとらえ、子ども一人ひとりの個性を認める保育技術

学習成果の獲得に至るため、卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針を定めており、WEBサイトにおいて内外に公表している。

(教育課程編成・実施の方針)

(現代コミュニケーション専攻)

1. 教育理念に基づく社会人基礎力としてのコミュニケーション能力の修得
2. 現代社会を分析し、ともに未来社会を形成するための教養教育
3. 心理、ビジネス、観光分野における専門教育
4. 社会に出て役に立つ資格取得を通じた職業人の育成

《具体的修得目標》

### 1. (技能・表現)

独立した個人として、他者を思いやり、互いの意思を尊重し、自らの意見を発信できるコミュニケーション能力を修得する。

### 2. (思考・判断)

現代社会で生きる者として、情報を一方的に取捨選択して受容するだけでなく、話し合いの中から複合的な視点を獲得して物事を考え抜き、自分の方向性を決められる能力を修得する。

### 3. (知識・理解)

心理、ビジネス、観光の各分野ともに必要な基礎知識を身につけるだけでなく、身近な人間関係や地域、社会に還元・貢献できるような専門性を修得する。

### 4. (関心・意欲・態度)

就職先や一般社会で通用するマナー、キャリアアップに向けた主体的な学習態度、組織的な活動・行事などに対する協力的な姿勢を修得する。

#### (幼児教育専攻)

##### 1. (1年次前期)

子どもの特徴や発達についての基礎を学び、それに応じた保育技術を修得する。保育参観（幼稚園）に向けて保育者の仕事と役割について基本的なことを知る。

##### 2. (1年次後期)

幼稚園・保育所における保育、施設における療育や養護とは何かを知る。幼稚園実習①・保育実習Ⅰで子どもと関わるための基本的な知識・技能を身につける。

##### 3. (2年次前期)

幼稚園実習②を目標に、子どもと関わる幼稚園教諭としての役割を学び、幼稚園で必要な保育技術を修得する。施設実習Ⅰに向けて子どもの個性や状況に応じた保育の実際を学ぶ。

##### 4. (2年次後期)

対人援助職である保育者としての自覚を認識し、子どもや保護者に寄り添う保育者の役割について学ぶ。最後の実習となる保育実習Ⅱまたは施設実習Ⅱを終え、保育者としての役割の総括を行う。自分の進路と結びつけ、どのような保育者を目指すのか、保育観を確立させる。

本学の建学の精神、教育目的・目標を理解し意欲にあふれた人物を受け入れるため、短期大学（学科）および専攻課程において、入学者受入れの方針を以下のとおり定めている。

#### (入学者受入れの方針)

東京立正短期大学は、「生命の尊重、慈悲・平和」を教育理念としており、自己の生命を真摯に見つめ、自己と他者を理解し、積極的に社会に参画する意志を持った学生を求めていきます。そもそも短期大学は「知」を育む場です。したがって何よりも好奇心旺盛で知的欲求に富む学生を求めていきます。また、こうした学生を求めるため、学力試験のみならず、総合型選抜や学校推薦型選抜など、多彩な選抜を実施します。以上をふま

え、具体的には次のような能力・意欲を身につけたいという学生の入学を歓迎します。

1. 他者のことばに耳を傾け、自分を表現し伝えようとする意志
2. 他者のために努力を惜しまず、仲間とともに人間関係および社会関係を築こうとする意志
3. 現代社会の課題や歴史を理解し、真実から目をそむけない強い意志
4. 子どもを守ろうとする強いこころと優しさをもち、職業人としての基本的知識およびスキルを身につけようとする意志  
(現代コミュニケーション専攻)
1. 高等学校卒業相当の基礎学力および思考力、問題解決能力を有している
2. コミュニケーション力を身につけようとする意志を有している
3. 自らのキャリア形成に強い意志を有している  
(幼児教育専攻)  
(知識・技能)

高等学校卒業相当の知識を有し、保育の専門的な学習に必要な基礎学力を身につけてい  
る

(思考力・判断力・表現力)

保育の専門家として社会における課題を見出し、本学の教育理念を理解し実践しようと  
する姿勢がある

自分の将来に向けて具体的な目標を持ち、幅広い教養と専門知識、高い保育の技術を身  
につけようとする意欲がある

(主体的に協働する態度)

他者に自分の考えを的確に表現し、他者の意見や思いを傾聴しながら、主体的に他者と  
協働して学ぶ態度がある

#### ＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

本学では、学習成果および査定方法（アセスメント・ポリシー）を 2023 年度（令和 5 年度）に定めたため、実質的には 2024 年度（令和 6 年度）入学生より運用を開始している。2024 年度（令和 6 年度）には教務委員会において点検を行ったが、卒業年度生に適用される 2025 年度（令和 7 年度）において再度点検作業を行う必要がある。

#### ＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし

## [テーマ 基準 I -C 社会貢献]

### <根拠資料>

#### 提出資料

- 3 WEB サイト (建学の精神・教育綱領)

<https://www.tokyorisho.ac.jp/about/presen/standard/>

#### 備付資料

- 3 公開講座  
7 杉並区と区内高等教育機関による連携協働に関する包括協定書  
8 和田商店会との協定書  
9 妙法寺門前通り商店会協定書

### [区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

### <区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では建学の精神に基づいて地域社会に大学を開放し、様々な活動を行っている。(提出3)。2001年度(平成13年度)より「公開講座」を本学教員の教育研究の成果を地域社会の教育・文化の向上に資することを目的として開講し、2019年度(令和元年度)には「教養講座」(2講座)、「ミニコンサート」(1回)を開催した。2020年度(令和2年度)、2021年度(令和3年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、いずれも公開講座を中止した。2022年度(令和4年度)、2023年度(令和5年度)、2024年度(令和6年度)は以下の公開講座を開催した(備付3)。

#### 公開講座

年度	開催月日 開催場所	テーマ 出演
2022 年度 (令和 4 年度)	10 月 23 日 303 教室 10:00～11:30 13:00～14:30	東京の化石・地域資源講座 講師 宮田真也 (城西大学助教・水田記念博物館大 化石ギャラリー学芸員) コーディネーター 福田綾 (本学専任講師) ※ 10:00～11:30 杉並在住・在学の小学生対象 13:00～14:30 杉並在住・在学の中高生対象
2023 年度 (令和 5 年度)	10 月 7 日 303 教室 13:30～15:00	東京立正短期大学公開講座コンサート あの頃学んだクラシック再入門 “ピーターと狼” 出演 飯田俊明 (ピアノ・編曲・バンドリーダー)、 ユニコ (朗読)、石丸有里子 (パフォーマンス)、 岡林拓也 (フルート)、土屋英晃 (オーボエ)、笛 岡航太 (クラリネット)、坪谷睦 (ファゴット)、 小川敦 (ホルン)、松原かれん (バイオリン)、中

		村謙太（パーカッション）
2024 年度 (令和 6 年度)	11 月 9 日 303 教室 13:30-15:00	東京立正短期大学公開講座 人間の出す音の可能性を聴く。口笛からボイパまで 異色の音世界コンサート 出演 飯田俊明（ピアノ・編曲）、柴田 晶子（口 笛奏者）、高橋暁（バイオリン）、北村嘉一郎（ボ イスパーカッション）

正規授業の開放としては、2002 年度（平成 14 年度）より、科目等履修生制度を導入し、履修した科目を単位認定している。なお、杉並区在住または在勤・在学の希望者を対象とした履修料の特別優遇措置を設けている。科目等履修生として、2022 年度（令和 4 年度）、2023 年度（令和 5 年度）は各 1 名が本学で受講している。2024 年度（令和 6 年度）は受講者なしだった。

2004 年（平成 16 年）に杉並区と区内 5 大学・短大（明治大学、高千穂大学、女子美術大学、立教女学院短期大学、東京立正短期大学）が、「杉並区と区内高等教育機関による連携協働に関する包括協定書」（備付 7）を締結し、本学が立地する杉並区および区内教育機関との連携が本格的に始まった（2011 年 12 月 2 日、新たに東京女子大学が加わり、杉並区と区内 6 大学があらためて協定を締結。現在は立教女学院短期大学が閉鎖されたため再び 5 大学に戻っている）。5 大学で持ち回りで毎年、公開講座等を企画しているが、2020 年度（令和 2 年度）以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で主だった活動を行っていない。

2009 年（平成 21 年）に本学と妙法寺門前通り商店会が、「妙法寺門前通り商店会と東京立正短期大学との連携協働に関する協定書」（備付 9）を締結し、包括的な連携のもと、教育、文化、まちづくり等の分野で相互に連携し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする交流活動が始まった。現在は、定期的に本学教職員が会議に出席し地域のニーズを聞きながら活動しており、妙法寺夏祭りや寺子屋（地域の小学生への学習支援活動）に本学学生が参加している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、現代コミュニケーション専攻に選択科目として「地域研究」と「ボランティア」を置き、幼児教育専攻に選択科目として「地域社会活動」を配置している。幼児教育専攻では実習にあたって地域の教育機関、社会福祉施設と深い関わりを持ち、多大な協力を得ている。また 2017 年度（平成 29 年度）より幼児教育 3 年目の専攻科に選択科目「地域と子育て」を設置した。保育士には地域と連携しながら保護者を支援し、保護者と共に子育てを支えていく役割が求められている。しかし保育士資格を取得するために必要な保育実習では子どもと関わることが中心となり、実際に保護者支援まで行うことは難しい。そこで、子育て支援の取り組みを行っている杉並区和田にある和田商店街と専攻科学生が「地域と子育て」という科目を通じて関わり、子育て中の保護者の置かれている現状や子育てを支援する地域の取り組みについて学んでいる（備付 8）。

授業外でも、両専攻とも杉並区社会福祉協議会杉並ボランティアセンターや妙法寺門前通り商店会等との連携によって学生、教職員は地域住民の方々と交流しており、地域から学ぶとともに地域に本学の教育資源を還元する取り組みを進めている。

○ 妙法寺および妙法寺門前通り商店会との連携

主な活動日	活動内容
2024/7/7 (日)	千日紅夏まつり (妙法寺門前通り商店会・繁和会) こども広場担当
2024/8/6 (火) 他	妙法寺寺子屋 (学習支援等)。左記以外も定期的に参加。

○ 杉並区社会福祉協議会杉並ボランティアセンターおよび杉並区関連団体との連携

主な活動日	活動内容
2024/5/19 (日)	杉並区青年会議所「わんぱく相撲杉並区大会」会場ボランティアに教員と学生が協力。
2024/7/5 (金)	杉並区社会福祉協議会杉並ボランティアセンター「第1回運営会議」運営委員として教員が出席。
2024/9/27 (金)	杉並区社会福祉協議会杉並ボランティアセンター「第2回運営会議」運営委員として教員が出席。
2024/11/4 (月・祝)	杉並区スポーツレクリエーション協会主催「さわやかスポーツ大会」に学生と教員が参加・協力。
2024/12/12 (木)	杉並区立済美養護学校「第7回学校運営協議会懇談会」に教員が出席。
2025/1/26 (日)	杉並区スポーツ振興財団主催「令和6年度すぎなみスポーツアカデミースポーツ・レクリエーション指導者養成講習会」講師として教員が協力。

上記のほかにも、授業内外で地域や社会の課題に取り組む活動に取り組んでいるもののが多数ある。

**<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>**

地域連携は今後も拡大していくことが望まれるが、現状では人員の制約からこれ以上の拡大が困難な状況にある。コロナ以降の社会状況の変化をうけて、オンラインによる連携も含め、新しい展開を模索している。

**<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>**

特になし

## [テーマ 基準 I -D 内部質保証]

### <根拠資料>

#### 備付資料

- 10 2021年度 自己点検・評価の記録（2022年度）
- 11 2022年度 自己点検・評価報告書（2023年度）
- 12 2023年度 自己点検・評価報告書（2024年度）
- 13 学校訪問記録一覧（2024年度）
- 14 東京立正高校との打ち合わせ記録（2024年度）
- 15 アセスメント・ポリシー
- 16 短大生調査（2024年度）
- 17 幼児教育専攻学生カルテ（サンプル）
- 18 現代コミュニケーション専攻自分シート（学習ポートフォリオ）（サンプル）
- 19 実習事後評価指導カード（幼児教育専攻）
- 20 現コミ専攻進路一覧（現代コミュニケーション専攻）

[区分 基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

### <区分 基準 I -D-1 の現状>

自己点検・評価のための規定は以下の通り学則に定め整備している。

#### （自己点検等）

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

自己点検・評価委員会は、学長、事務長各1名、教員4名およびALO1名、ALO補佐1名で構成されている。定期的な自己点検・評価活動は委員会単位で行われており、授業や学籍に関する事項は教務委員会、学生生活に関する事項は学生委員会、入学者選抜に関する事項は入試広報委員会、学生の進路に関する事項は就職委員会が主に担当している。

2024年度（令和6年度）は、「自己点検・評価報告書」（備付12）を作成し、WEBサイトに公表している。

すべての教職員は上記を含むいずれかの委員会、部会に所属しており、自己点検・評価活動に関与している。

また、学外の関係者からの意見聴取については、2022年度（令和5年度）の「自己点検・評価報告書」に基づき、他大学・短期大学各1校より委員の推薦をうけ、外部評価を依頼している。また、高等学校については同一法人内に東京立正中学校・高等学校が開設されており、同様に意見聴取している。

自己点検・評価の結果は教授会で審議されるとともに、各委員会あるいは各専攻課程会議をとおして改革・改善に活用している。

## [区分 基準 I -D-2 教育の質を保証している。]

### ＜区分 基準 I -D-2 の現状＞

学習成果の獲得は、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいて査定の手法を有している（備付 15）。

量的査定として、GPA、成績分布、単位修得状況、卒業者数、就職率（備付 20）、資格取得状況を用いている。質的査定として、学習ポートフォリオ（現代コミュニケーション専攻）（備付 18）、学生カルテ（幼児教育専攻）（備付 17）を活用している。また、学生満足度調査、短大生調査（備付 16）、卒業時アンケート、進路先アンケート、卒業生アンケートも利用している。

査定の手法は、教務委員会、学生委員会、入試広報委員会、就職委員会で定期的に点検しているほか、各専攻課程会議において日常的に議論している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更は、日常的に総務部で確認しており、必要な情報が担当委員会に伝達され議論されており、すべての法令を遵守している。

### ＜テーマ 基準 I -D 内部質保証の課題＞

担任、専攻課程会議、各委員会・部会、教授会のそれぞれにおいて日常的に点検・評価活動を行っており、その取り組みを全教職員が理解しているが、委員会間や専攻課程間における情報の共有が必ずしも組織的に行われているわけではない。本学は小規模校ということもあり、ほとんどの情報は敢えて組織的に取り組まなくても必要に応じて共有されているが、一部、個人情報保護その他の観点から共有されなかつたり、逐次、学長、事務長、学科長の許可を経て共有されたりしている例が見られる。

2022 年度（令和 4 年度）から IR 委員会において、各委員会が有している情報を整理する取り組みを開始しており、2024 年度（令和 6 年度）も整理作業を継続している。

### ＜テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項＞

特になし

### ＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

#### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学は、2024 年度（令和 6 年度）に認証評価を受審しており、その際に作成した『2023 年度自己点検・評価報告書』に、建学の精神と教育の効果の改善計画として以下の 3 点を記載した。

- ・学園 100 周年に際して建学の精神をさらに周知するとともに広く公表する。
- ・オープンキャンパスにおいて受験生に建学の精神を伝える。
- ・非常勤講師を含む全教職員が、学生一人ひとりに寄り添う指導のあり方を模索する。

本学は 2026 年度（令和 8 年度）に学園創設 100 周年を迎える。現在、学園 100 周年誌を作成中であり、建学の精神を広く共有する機会となっている。とりわけ学園創設者である田日帰上人の軌跡を追った冊子を別途作成することとなっており、建学の精神の共有と

公表に活用する予定である。

近年本学には多様な事情を抱える学生が入学するようになっており、建学の精神に則り誰もが安心して学べる短期大学を希求している。オープンキャンパスでは、建学の精神を説明することで受験生に安心感を持ってもらっている。

本学では、毎年3月に非常勤講師を含む全教員を対象とした教員連絡会を開催しており、一人ひとりに寄り添う指導のあり方を共有している。とりわけ近年は、この目的を達成するために、合理的配慮に関する学習やカウンセラーからの提起をプログラムに入れている。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

建学の精神については、上述の実施状況を踏まえて、2026年度（令和8年度）の100周年に際して更なる共有と公表を進めていきたい。

学習成果と査定方法（アセスメント・ポリシー）は2023年度（令和5年度）に策定しており、2025年度（令和7年度）が完成年度となる。これに際して各専攻課程会議および教務委員会において点検・評価を行い、必要に応じて追加・変更していくこととする。

地域連携は人員の制約からこれ以上拡大することが困難となっている。しかし、地域から学ぶとともに地域に資源を還元していくことは短期大学の使命でもあり、オンラインを活用することでこの使命を果たしていきたい。

自己点検・評価活動の組織的な取り組みは毎年課題となっており、徐々に改善しているものの、上述のとおりいまだに課題を残している。とりわけ、組織的な点検・評価を次の行動に組織的に活かしていくことを全教職員が意識して活動に取り組むことが求められている。

## 【基準 II 教育課程と学生支援】

### [テーマ 基準 II-A 教育課程]

#### ＜根拠資料＞

提出資料

4 学則

7 WEB サイト (DP)

[https://www.tokyorisho.ac.jp/about/presen/study/#004"](https://www.tokyorisho.ac.jp/about/presen/study/#004)

10 シラバス (PDF)

18 実習に参加する学生へ

34 規程集 71

備付資料

15 アセスメント・ポリシー

18 現代コミュニケーション専攻自分シート（学習ポートフォリオ）（サンプル）

[区分 基準 II-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

#### ＜区分 基準 II-A-1 の現状＞

本学では、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、学位授与に関する制度・運用を適切に整備し、各学生の学習成果を総合的に評価して卒業認定および短期大学士の学位授与を行っている。卒業認定にあたっては、教育基本法、学校教育法及び短期大学設置基準に則り、学則にて明文化された要件に基づいて行われている。具体的には、学則第 24 条において、2 年以上在籍し、所定の単位数（62 単位以上）を修得した者を卒業要件として定めており、学長は学則第 25 条に基づき、教授会の意見を聴いたうえで卒業を認定する。学位授与については学則第 26 条において定められており、卒業認定された者に対し「短期大学士」の学位を授与している。この学位は、社会的・国際的にも通用する資格として位置づけられている（提出 4）。

本学では、卒業認定および学位授与の際、成績評価基準、単位認定基準について、学則や履修に関する細則（試験細則、内規等）に基づいて厳格かつ公正に運用している（提出 34—規程集 71）。また、教育課程全体における学習成果の評価については、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの 3 段階で多面的に行われており、質保証の観点から継続的に点検・改善が図られている（備付 15）。卒業認定・学位授与の方針や評価の観点は、学生に対しても明確に示されている。たとえば、毎年 4 月に実施される教務部主催のオリエンテーションにおいて新入生に周知されているほか、学内ポータルサイトや公式 WEB サイトを通じて常時公開されている（提出 7）。

特色ある取組として、本学では教育課程と成績評価の整合性を重視し、学習成果を適切に可視化する評価の工夫を取り組んでいる。たとえば、各授業において設定されたシラバス上の「学習目標」が、授業中の学習活動および最終的な成績評価項目と一貫性をもつよ

うにしており、学生の主体的な学びと達成感を高める仕組みを整えている。また、教務委員会・教授会において毎年度、卒業認定および評価手続きの妥当性についての振り返りが行われており、教育の質向上に資する体制が整備されている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

本学では、卒業認定・学位授与の方針に基づき、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に則った体系的なカリキュラムを編成し、各授業科目が学生の学習成果の達成につながるよう整備している。教育課程の編成においては、短期大学設置基準を遵守しつつ、各分野の専門性、実践性、汎用的能力の育成をバランスよく組み込んでいる。教育課程は、基礎教育科目と専門教育科目に分類され、講義、演習、実習といった多様な授業形態を組み合わせ、学生が段階的に学びを深められるよう配慮している。特に、保育者養成やコミュニケーション能力の涵養を重視し、地域連携を取り入れた実習科目や、アクティブラーニングを活用した課題解決型授業を導入している。

教育課程の実施にあたっては、成績評価が学習成果の達成状況を適切に反映するよう、明確な評価基準と方法を策定している。成績評価は絶対評価を基本とし、5人未満の少人数の授業やゼミなど一部の授業を除いて、A評価が受講者数の半数を超えないようにしている。成績の偏りが生じた場合には、教務委員会や学長が授業担当者と改善に向けた面談を行っている。これにより、公正かつ厳格な成績評価を保証している。

また、各授業のシラバス（提出10）には、到達目標、授業内容、評価基準、授業時間数、準備学習の時間および内容などを明記しており、各科目が学位授与方針とどのように関連しているかを明示している。初回授業において、これらの情報は学生に対して丁寧に説明され、学生の主体的な学びを支援している。

特色ある取組として、本学では「学習成果の可視化」に向けた多様な評価機会を設けている。たとえば、学内での学習発表会や文化祭における研究発表、地域園児を招いた保育演習発表「ちいさなおんがくかい」などによる質的評価を行っている。また、量的評価としては資格取得数などを用いているが、地域と連携した取組をレクリエーション・インストラクター資格に結びつけるなど、単なる数値ではなく内実のあるものとなるよう工夫している。これらを通して学習成果を量的・質的に評価している。これらの活動は、学生の意欲や表現力、社会性を育むとともに、地域との結びつきや社会的実践力の育成にも資するものとなっている。

教育課程の見直しについては、教務委員会および教授会を中心に、各学科の課程会議等を通じて定期的に行っており、法改正や社会的要請、他短大の動向等を踏まえた柔軟かつ継続的な改善体制が整えられている。また、単位の実質化を図る措置として、1年間に取得可能な単位数の上限を45単位に設定しつつ、ボランティア、インターンシップ、海外研修、資格取得に関わる科目は例外的に上限を超えて履修できるようにするなど、柔軟で実践的な学習を支援している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培う

よう編成している。】

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

本学では、「人の心のうちに塔を建てよう」という建学の精神に則り、豊かな人間性と社会性を備えた人材を育成することを目指し、全学的に教養教育の充実を図っている。教養教育は主に基礎教育科目に位置づけられ、短期大学設置基準に則って体系的に編成されており、すべての学生が幅広い分野にわたる知識と技能をバランスよく修得できるように設計されている。

基礎教育科目は、学生が社会で自立的に生きるための汎用的能力を養成するものであり、読解・表現・思考・対話などの基礎的な学力をはじめ、多様な価値観を理解し共に生きる力を育むことを重視している。特に、日本語による適切な思考と表現を身につけるため、

「日本語表現法」「基礎日本語」などの科目を設置しており、基礎学力の定着と表現力の向上を図っている。また、英語科目や保健体育科目は必修とし、情報リテラシーやICT活用力の育成にも力を入れている。

本学の卒業認定・学位授与の方針では、「複雑化する現代社会において、安易に社会の風潮に流されることなく、社会に対して自らの視覚を有する人材育成」、あるいは、「他者と異文化を理解し、市民文化を形成するための知識・能力を有すること」を明示しており、この実現には教養教育の果たす役割が極めて重要であると位置づけられている。そのため、教養教育では単なる知識の伝達にとどまらず、学生の主体的な学びを促進する演習形式の授業や少人数教育を多く取り入れている。たとえば、少人数クラスによる「基礎演習」や「ゼミナール」などでは、資料の収集・分析・発表までを通じて論理的思考力やコミュニケーション力を育成している。また、語学教育においては、日本語・英語・韓国語・手話といった多様な言語を提供し、習熟度別クラス編成や本人希望によるクラス移動制度など、学生の個別性に対応した柔軟な運用を行っている。

さらに、「仏教と文化」などの人文教養科目、社会・自然科学系の基礎科目、地域の実情や課題に触れる「地域社会活動」「地域研究」などを通じて、知識を実践に結びつける力や、倫理観を持って社会と関わる態度を養っている。これらの学びは、地域との協働を通じて展開される実践的な活動と結びつき、学生の社会的視野を広げる一助となっている。

近年では、表現力の育成を重視し、2022年度から新設された「パフォーマンス」などの科目を通じて、非言語的なコミュニケーション能力の涵養も図っている。加えて、心理学的知見を取り入れた「教育相談」や「特別ニーズ教育・保育」などを通じて、他者理解に基づいた共感的な対話力の育成にも取り組んでいる。このように、本学の教養教育は、単なる知識の蓄積ではなく、他者との協働や社会との関わり、自己の理解と表現など、多面的な力を統合的に育成することを目指して体系的に実施されている。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学では、短期大学設置基準に則り、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう、

現代コミュニケーション専攻、幼児教育専攻それぞれにおいて職業教育を実施している。

#### [現代コミュニケーション専攻]

現代コミュニケーション専攻では、一般企業就職者向けに SPI 問題集を用いて基礎知識の学習している。この学習時間は、「基礎演習」の授業で確保している。まず確認テストを実施して学生に現状の能力を把握させ、後期にかけて学習を進めた後、模擬テストを実施している。その結果に基づいて各自の弱点を見つけ、課題を克服するための勉強を繰り返している。このような継続的かつ組織的な対策で、学生の就職活動を支援している。職業教育の効果の測定・評価としては、量的には模擬試験結果および資格取得状況を用いており、質的には学習ポートフォリオ（備付 18）を利用した到達度の確認やエントリーシートの作成状況の確認と指導を行っている。

現代コミュニケーション専攻には心理、ビジネス、観光の 3 コース制を取っており、それぞれに職業又は実際生活に必要な能力を育成する科目を配置している。心理コース科目には、職場あるいは家庭において円滑な人間関係を形成できるよう、「人間関係の心理学」「社会行動の心理」「パーソナリティの心理」などを配置している。また、四年制大学編入学を経て心理職に就くことを目指す学生を対象に、「心理学研究法」「心理学基礎実験」「心理学統計法」を開講している。

ビジネスコース科目には、あらゆるビジネスシーンにおいて対応できるよう、「秘書学概論」「秘書実務」「ビジネスマナー概論」などを配置している。また、企業と社会の仕組みを理解できるよう、「マーケティング」「簿記の基礎 A・B」を開講している。情報処理については、ワード、エクセルの基礎から学ぶ「情報処理演習 A1・B1」と、その応用および MOS 合格を目指す「情報処理 A2、B2」を配置し、初心者でも情報処理能力を習得できるよう工夫している。また、2024 年度から「Web プログラミング」しており、従来から基礎教育科目として開講している「情報リテラシー」「情報の役割と倫理」とともに、情報化社会における AI 発展に対応したデータサイエンスやプログラム技術を習得できるようにしている。

観光コース科目には、観光業界の実務を学ぶ「ホテルビジネス論」「旅行業務総論」「旅行業務演習」「エアー・ビジネス論」を配置している。また、ホスピタリティ能力の習得を目指す「ホスピタリティ論」や、世界遺産検定合格を目指す「世界遺産と歴史」なども開講している。以上のコース科目は、所属コースを超えて履修することが可能となっており、学生は自らのキャリアイメージに合わせて履修している。

#### [幼児教育専攻]

幼児教育専攻では、幼稚園教諭免許と保育士資格の取得に関しては「幼稚園実習」や「保育所実習」「施設実習」での単位取得が不可欠であり、実習に行くためには実習前に習得すべき「フィルター科目」の単位取得が必須である。そのため、年度初めのオリエンテーション時に「実習に参加する学生へ」（提出 18）の資料を配布し、実習に行くための条件を説明している。さらに、オンライン上で学生と教員が共有できる「学生カルテ」（備付 16）を作成し、半期毎に学習成果や単位取得の状況を学生自身が整理し、今後の履修についての見通しを持てるようにしている。また、「学生カルテ」の内容を元に担任が学生との個人

面談を行い、卒業と就職に向けた支援を行っている。「教職実践演習」の授業では、履修カルテを作成し学生が単位取得状況を確認している。また、「資格取得支援委員会」が年度初めに、学生一人ひとりについて単位履修状況を確認している。

保育士、幼稚園教諭において必須のピアノ技術については、「音楽基礎」「子どもと音楽表現Ⅰ・Ⅱ」を開講しており、学習効果を高めるため5~6名の少人数クラスに分けている。また、「教職実践演習」だけでなく、「教育実習指導」「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ」なども職業教育の効果を高めるため複数教員で担当している。さらに、幼稚園教諭免許と保育士資格にとどまらず、希望する学生には、必要な科目等を履修することで「児童厚生二級指導員」「准学校心理士」「レクリエーション・インストラクター」「ネイチャーゲームリーダー指導員」「認定ベビーシッター」「ピアヘルパー」を取得できるようにしている。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

現状においては、成績評価などとは別の評価・査定方法の導入が課題である。2022年度（令和4年度）に学習成果および評価・査定方法（アセスメント・ポリシー）を制定し、2023年度（令和5年度）から運用している。現在は2年目の運用を総括している段階であるが、ループリック評価、カリキュラムツリーなどの導入と検討を行う必要がある。

学習成果獲得のため多様なメディアを使用した授業を展開しているが、とりわけオンライン授業の活用が課題となっている。2023年度（令和5年度）から、オンライン授業フローチャートを作成し、合理的な配慮が必要な学生に対して周知を図った。しかし、講義、演習、実習あるいはこれら複数を組み合わせた授業が展開されており、オンラインで実施不可能な科目もある。また、必ずしも効果的に運用されているわけではない。オンライン授業によって学習効果が上がる科目、変わらない科目、下がるあるいはオンライン授業実施不可能な科目を整理し、対応を検討する必要がある。

社会構造の変化および短期大学進学者の多様化に伴い、求められる教養教育の内容も知識の習得だけでなく社会人基礎力のような実践的な知識・技能へと変化している。教養教育と専門教育の関係を定期的に検証し、教育効果を高めることが必要である。この課題を解決するため、各専攻課程会議、教務委員会、教授会における議論を通して、2023年度（令和5年度）より両専攻においてカリキュラム改革を継続的に行っている。

学生が卒業後に、企業や園が重視するような職業的能力を発揮できるよう、カリキュラムを編成していくことが必要である。2024年度（令和6年度）からは現代コミュニケーション専攻だけではなく、幼児教育専攻においても「ゼミナール」を開講している。少人数クラスの中で、「相手を理解し、異なる意見を受け入れる能力」を育みながら、「柔軟な発想力」を身につけさせることが課題となる。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし

## [テーマ 基準 II-B 学習成果]

### <根拠資料>

#### 提出資料

##### 6 WEB サイト (GPA 分布一覧)

[https://www.tokyorisho.ac.jp/user/filer\\_public/e1/a4/e1a4d7b5-f53d-4e1d-a0ac-f0e5028905f1/2024nian-du-gpayi-lan.pdf](https://www.tokyorisho.ac.jp/user/filer_public/e1/a4/e1a4d7b5-f53d-4e1d-a0ac-f0e5028905f1/2024nian-du-gpayi-lan.pdf)

##### 10 シラバス (PDF)

##### 37 教授会議事録 (2024 年度)

#### 備付資料

##### 16 短大生調査 (2024 年度)

##### 23 資格取得一覧

##### 24 GPA 一覧

##### 25 学習発表会プログラム

##### 33 学生満足度調査結果

##### 40 進路一覧表

[区分 基準 II-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

### <区分 基準 II-B-1 の現状>

成績評価は、シラバスに明記された授業の到達目標に沿って、厳密に行われているが、大多数の学生は 2 年間で卒業単位を満たしており、十分到達可能である。また、上記のように、シラバスには各授業と学位授与の方針の関連が明記されているので、卒業単位を満たすことで、卒業認定・学位授与の方針も満たされるようになっている。

現代コミュニケーション専攻 2024 年度（令和 6 年度）実績においては、2 年次在籍学生のうち 2 名を除いて卒業単位を満たしており、到達目標は十分達成可能である。また、学習成果獲得の証明の一つである資格取得においては、延べ 130 名が何らかの資格を取得している（備付 23）。現代コミュニケーション学科、および各専攻の卒業認定・学位授与の方針は、「～を修得している」「～を有している」等と、具体的な目標が明示されている。また、シラバスには各授業と学位授与の方針との関連が記載されている。授業の到達目標は、「～ができるようになる」等、具体的な知識、技能の修得が明記されている（提出 10）。学習成果は項目ごとに卒業認定・学位授与の方針に対応しており、具体性を有している。

幼児教育専攻では、修得すべき知識・技能を身につけた上で、保育士資格・幼稚園教諭免許取得のための「保育実習」「教育実習」で保育現場に送り出している。そのため、実習前に習得すべき科目を「フィルター科目」として設け、短大での学びの成果を実習につなげていけるようにしている。また、実習の評価については、実習先からの評価を重視しつつも、すべての実習の評価について幼児教育専攻会議において、実習担当教員、実習巡回教員を中心に議論し、評価を行っている。その結果、幼児教育専攻 2024 年度（令和 6 年度）実績においては、卒業学生 26 名のうち 15 名（58%）が幼稚園教諭二種免許を、24 名（92%）が保育士資格を取得しており、保育士資格取得学生が高い値となっている（備付

23)。

### [区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

#### ＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

##### [現代コミュニケーション専攻]

現代コミュニケーション専攻においては、各授業科目の学習成果が専攻の教育課程編成・実施の方針およびディプロマ・ポリシーと対応するよう体系的に設計されている。基礎教育科目・専門教育科目ともに、講義・演習・実習を組み合わせることで、知識、技能、態度の総合的な修得をめざしている。すべての授業科目において、教員は「シラバス執筆要項」に基づいて作成したシラバスに学習成果と対応する成績評価基準を明記し、これに従って学習成果の獲得状況を評価している。初回授業では、教員が成績評価基準を明示し、評価の透明性を確保している。

評価の適正性を担保するため、原則として絶対評価を採用し、A評価が受講者の半数を超えないよう配慮している。5名未満の授業やゼミを除き、F評価が全体の2割を超えないようにする工夫を講じており、偏りがある場合は教務委員長または学長による面談指導を通じて改善を図っている。評価結果については、GPAとして教員間および担任教員に共有され、指導・支援に活用されている。

また、前後期末に実施する授業評価アンケートにより、各科目の教育効果について学生の声を収集し、教員は改善計画を作成。結果は加工処理されたうえで科目担当者に提供され、授業改善の参考として活用されるとともに、全学生が閲覧可能な冊子として学内にて公開している。

##### [幼児教育専攻]

幼児教育専攻においても、専攻課程の教育目標に対応した授業科目が体系的に構成されており、特に実習科目を中心に実践力の育成に重点を置いている。すべての科目において、成績評価はあらかじめ明示された評価基準に基づき、学習成果の獲得状況を的確に評価している。評価基準はシラバスに明記され、初回授業で学生に対して説明される。保育・教育においては技能面の評価も重要であるため、演習・実技に関してはルーブリックを活用した評価も導入されている。

各授業の成績はGAKUENシステムにて一元管理され、担任教員は自らが担当する学生の成績・出席・アンケート結果などを通じて、学習状況を包括的に把握している。必要に応じて科目担当者との連携も行われており、問題がある場合は専攻課程会議にて情報を共有し、対応策を協議している。不合格科目がある場合には、教務委員会による「不合格判定会議」において学生の成績・GPAの状況をもとに指導の必要性を検討し、担任教員が指導を実施。再試験や補講の実施によって、卒業に必要な学習成果の達成が支援されている（提出37）。

本基準における学習成果と成績評価の整合性について、教員の成績評価の状況は担任・教務委員会を通じて把握・点検されており、改善サイクルが機能している。これにより、両専攻において、専攻課程の目標に対応した教育が行われ、適切な評価によって学習成果

の可視化と保証が図られている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

**＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞**

学習成果の獲得状況は、量的にはGPA、単位修得状況、資格獲得状況によって測定しており、質的には「学習ポートフォリオ」(現代コミュニケーション専攻)、「学生カルテ」(幼児教育専攻)の記載およびこれに基づく担任指導によって測定されている(提出6、備付23、備付24)。

学生は、出願時アンケートを起点に、1年次末、2年次末にアンケートを実施し、自らの到達度を評価している(備付33)。また、毎年短大生調査に参加しており、全国の短大生との比較において自らの位置を確認している(備付16)。

**出願時アンケート(2024年度(令和6年度)入学生・一部抜粋)**

順位	本学を選んだ理由	人数
1	少人数制	44
2	資格取得指導が充実している	37
3	アットホーム	34
4	就職率が良い	29
5	学びたい科目がある	20

2024年度(令和6年度)の入学生は68名であるから、多くの受験生が少人数制、アットホームを選択していることが分かる。また、資格取得や就職に対する期待が大きいことも分かる。

順位	短大卒業後の進路はどのように考えていますか	人数
1	就職	45
2	四年制大学への編入学	10
3	まだ分からぬ	7
4	海外留学	1
5	専攻科進学	1

進路として四年制大学編入学を選択した受験生が10名いるが、そのほとんどは現代コミュニケーション専攻志望である。現代コミュニケーション専攻の2024年度(令和6年度)入学生は54名であるから、19%の学生が四年制大学編入学を目指して本学に入学していることとなる。一方、専攻科については進学する学生が減少傾向にあり、受験生アンケートを見てもその傾向を見ることができる。

短大生調査における到達度や学習時間などはWEBサイトで公表している。四年制大学

編入学、在籍状況、卒業状況、就職状況（就職率）（備付 40）は毎年集計し、各専攻課程会議で分析するとともに学生指導に活かし、WEB サイトにおいて公表している。

本学では、学生の学習成果の把握と評価を、量的・質的両面から多面的に実施している。量的側面では、GPA、単位修得状況、資格取得状況に基づき、学生の学習到達度を客観的に把握している。これらの情報は、教務学習支援システム（GAKUEN）にて一元管理されており、学期ごとに教務委員会や不合格判定会議において分析され、指導や支援に活かされている。質的側面では、各専攻において独自の取り組みが行われている。現代コミュニケーション専攻では「学習ポートフォリオ」、幼児教育専攻では「学生カルテ」が活用され、これらをもとに担任教員が学生の学習成果や成長過程を継続的に把握・指導している（提出 6、備付 23、備付 24）。学生の自己評価の機会としては、出願時、1 年次末、2 年次末にアンケートを実施しており、自らの到達度を振り返る仕組みが整えられている（備付 33）。

さらに、全学的な学習成果の発表の場として「学習発表会」を毎年開催している。2024 年度は 12 月 19 日に実施され、幼児教育専攻では音楽表現・保育教材研究、現代コミュニケーション専攻では SDGs に関する 1 年生のプレゼンテーションや 2 年生のゼミ研究発表が行われ、専攻科生による保育課題研究の発表も行われた（備付 25）。このような取り組みにより、学生の成長や到達度を学内外に示す機会を確保している。また、全国規模の「短大生調査」にも毎年参加し、全国の短期大学生との比較を通じて、学生一人ひとりが自身の学習状況を相対的に把握できる仕組みを提供している（備付 16）。この結果も、教育改善や学生支援の材料として活用されている。

[区分 基準 II-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

#### ＜区分 基準 II-B-4 の現状＞

本学では、教育の質保証と説明責任を果たすため、学習成果および教育活動に関する情報の積極的な公開に取り組んでいる。学生の学習成果に関する情報として、GPA や単位修得状況に加え、資格取得率、卒業率、就職率、四年制大学への編入学状況、専攻科進学状況などを毎年集計・分析しており、その結果は各専攻課程会議での議論を経て、学生指導や教育改善に活用されている（備付 40）。

また、学習成果の質的な側面についても、学習発表会の様子や成果内容を学内で共有し、必要に応じて WEB サイト等で広く社会に公表している。短大生調査の結果についても、主要な指標や到達度、学習時間の分析を WEB サイトに掲載し、学内外のステークホルダーが教育の成果を把握できるようにしている。

今後は、卒業生アンケートの分析結果の公表や、各専攻の学習成果の可視化に向けた取組（例：学生ポートフォリオの活用事例など）の発信を通じて、より積極的な情報公開の強化を進めていく予定である。教育の質向上と社会からの信頼確保を両立するため、継続的な改善と公開を行っていく方針である。

#### ＜テーマ 基準 II-B 学習成果の課題＞

本学では、学習成果の可視化と教育の質保証に向けて、各授業の到達目標に沿った成績評価、GPA や資格取得率などの量的データ、ポートフォリオやカルテによる質的データの

把握、そして学習発表会や短大生調査結果の公表など、多面的に学習成果を捉える体制を整備してきた。現代コミュニケーション専攻・幼児教育専攻とともに、シラバス上の目標と成績評価の整合性が図られており、実習や演習での学びを実践に結びつける仕組みが機能している。また、学内外への情報公開についても、GPA、資格取得率、卒業率などの指標をWEBサイト等を通じて発信し、説明責任を果たす努力を重ねている。

一方で、さらなる課題としては、各授業・各専攻で把握している量的・質的データの活用範囲を拡充し、個々の学生の学習成果や成長過程を可視化するだけでなく、その分析結果をカリキュラム編成や指導方法の改善に一層反映させる仕組みを検討する必要がある。さらに、学習成果の「質」を示す好事例（ポートフォリオや学生カルテ等）を、外部にもわかりやすく発信することで、社会からの理解と信頼を高める必要がある。

今後は、両専攻会議を中心に、学習成果の量的・質的評価を教育の改善につなげるPDCAサイクルのさらなる徹底を図り、教育の質保証を強化していくことが重要である。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞

特になし

## [テーマ 基準 II-C 入学者選抜]

### <根拠資料>

提出資料

14 入学者選抜要項（2025年度）

備付資料

12 2023年度 自己点検・評価報告書（2024年度）

[区分 基準 II-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

### <区分 基準 II-C-1 の現状>

本学では、入学者受入れに関する方針に基づき、入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。学生募集要項において、選抜方法や評価の観点、判定の方法などを明確に記載し、広く社会に公表している。入学者選抜区分ごとに基準を定め、書類審査、面接、作文、学力試験（共通テスト、外部試験を含む）を適切に組み合わせた選抜を実施しており、個別の入学者の特性を考慮した評価が可能なよう工夫している。

試験問題は、年度初めに作成者を決定し、事前に複数の教員による点検を行ったうえで厳封して保管している。志願者数が確定すると必要枚数を印刷して再度厳封して保管している。選抜当日に事務長立会いの下で試験問題を保管場所から出して試験を実施している。合否判定は、全専任教員で構成される判定委員会において行い、教授会で承認している。

また、選抜過程における透明性と妥当性を担保するため、入学者選抜実施後には関係教職員による振り返りと改善の検討を行っている。これにより、制度の運用面でも、継続的に改善を図る体制を整えている。

[区分 基準 II-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

### <区分 基準 II-C-2 の現状>

本学では、短期大学士課程の収容定員に基づき、各学科の入学定員を適正に設定している。入学者選抜に関する情報は、広く配布している学校案内、入学者選抜要項（提出 14）に記載しているほか、WEB サイトでも公表している（備付 12）。定員管理は学内の関係部署が連携して行っており、年度ごとに入学者数と在籍者数を精査した上で、適切な対応策を講じている。なお、近年定員未充足が生じているため、高等学校等への広報活動の強化や、各種入学者選抜方式の見直しを含む募集方法の工夫と改善に努めているほか、収容定員減の検討も開始した。

### <テーマ 基準 II-C 入学者選抜の課題>

本学における入学者選抜においては、受験者数の変動や志願者の学力・適性の多様化への対応が課題として挙げられる。特に、学校推薦型選抜や総合型選抜など、学力検査以外

の要素による評価の比重が高い入学者選抜方式において、評価の客観性・妥当性をどのように担保するかが重要な検討課題となっている。また、入学後の学習に対する適応や基礎学力のばらつきといった問題もあり、入学者選抜段階での情報収集および評価方法の改善、並びに入学前教育や初年次教育との接続が課題として認識されている。

近年の収容定員未充足の状況を鑑み、適正な収容定員を設定することも課題となっている。

#### **<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>**

本学では、特別な配慮を要する志願者への対応として、身体的・心理的配慮が必要な場合に事前相談を受け付け、個別に対応を行っている。これにより、障害や特性をもつ志願者が安心して受験できる環境整備を進めている。また、地域に根ざした学生募集活動として、高等学校訪問やオープンキャンパス、保育体験イベント等を積極的に展開しており、入学前から学生との信頼関係を構築することを重視している。

## [テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

### <根拠資料>

#### 提出資料

16 教務部オリエンテーション資料

#### 備付資料

6 培材大学との協定書

27 就職先アンケート調査結果

28 卒業生アンケート調査結果

31 WEB サイト（新入生サイト） <https://or.tokyorisho.net>

32 入学準備ガイドブック

34 マイトレーニング（現代コミュニケーション専攻）

35 保育の基本用語（幼児教育専攻）

36 生活指導記録簿

37 学生指導記録簿

38 健康調査票一覧

50 FD 活動記録（2023 年度）

53 SD 活動記録（2023 年度）

69 各委員会の議事録

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

### <区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

大学で学ぶことの目標や心得、勉強の仕方、進路や就職など、授業や学生生活全般について理解の一助となるよう「入学準備ガイドブック」を入学手続者に対し郵送している（備付 32）。また、専攻ごとに入学前教育教材を送付し、取り組み状況を確認している（備付 34、備付 35）。3 月には新入生サイト（WEB サイト）を開設し、授業や学生生活に関する情報を提供している（備付 31）。また、学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

入学前にはスクーリングを実施しており、仲間づくり、学習の心得、各種システム登録（アカウント登録）、実習にかかる説明、ピアノレッスンなどを行っている。また、簡単料理教室を実施しており、一人暮らしを始める学生を支援している。

## 2024年度（令和6年度）スクーリング

日時	対象専攻	内容
2025/3/4（火） 13:00～15:30	現代コミュニケーション専攻	仲間づくり 学生相談 入学前課題進捗状況確認
2025/3/24（月） ～28（金）	幼児教育専攻	ピアノレッスン
2025/3/27（木） 10:00～12:00	両専攻	簡単料理教室
2025/3/27（木） 13:00～15:30	現代コミュニケーション専攻	学内システム説明およびアカウント配布・設定 学生相談 入学前課題進捗状況確認
2025/3/27（木） 13:00～15:30	幼児教育専攻	学内システム説明およびアカウント配布・設定 学生相談 実習に関する説明

入学後、2日間かけ、学習および学生生活支援のためのオリエンテーションを実施している。学習面は教務部が担当し、学生生活面は学生部が担当している。学習に関しては、学内ポータルサイト（Rittan ポータル）による履修登録およびオンラインを活用した授業および学習支援（Teams、Forms 等 Microsoft365 アプリの使い方や出席確認、レポート提出）の説明を行なっている（提出 16）。学生生活に関しては、教職員の組織、クラブ・サークル活動、学園行事、紫友会（学生自治会）、学内施設・設備、奨学金等の紹介を行なっている。また、カウンセリング紹介と UPI 心の健康調査を実施したり薬物乱用や SNS に関する講話を行なったりしており、円滑な学生生活を送れるよう支援している。

4月のオリエンテーションにおいて、「学生便覧」（WEB サイト）を全学生に提示し、学習支援、学生生活支援に役立てている。各委員会からは印刷物あるいは電子データで資料を配布している。全ての資料は、Teams 上にオリエンテーションチャネルを作成しアップロードされており、学生はいつでも閲覧できるようになっている。

全学年・全専攻で担任制を導入しており、担任教員による授業やホームルームを通して学習および学生生活を支援している。集団では話しにくいことへの配慮として個別面談も定期的に実施しており、指導助言を行う機会を設け、きめ細やかな支援を心がけている。学習進度の遅い学生や理解が不足している学生に対しては、随時担任が個別指導している。

一方、学習進度の早い学生に対しては、資格取得を推奨しており、難関資格および公務員試験対策については課外講座を実施している。また、漢検、日本語検定、MOS、ピアヘルパー、公務員試験対策については、教員が課外でも指導を実施している。

## 2024 年度（令和 6 年度）資格取得状況

### 〔現代コミュニケーション専攻〕

Microsoft Office Specialist	39
秘書技能検定 3 級	14
秘書技能検定 2 級	8
日本語検定 3 級	8
日本語検定 2 級	1
医療事務（医科）	5
ピアヘルパー	7
全経簿記検定 3 級	6
サービス介助士	2
ハングル能力検定 5 級	1
日本漢字能力検定準 1 級	1
日本漢字能力検定 2 級	1
日本漢字能力検定準 2 級	1
フードアナリスト 4 級	2
世界遺産検定 3 級	5
世界遺産検定 2 級	1
レクリエーション・インストラクター	3

### 〔幼児教育専攻〕

保育士	24
幼稚園教諭 2 種	15
准学校心理士	5
認定ベビーシッター	5
児童厚生 2 級指導員	10
レクリエーション・インストラクター	8
Microsoft Office Specialist	3

毎年、留学生の受入れを行なっており、2024 年度は 2 名を受入れた。また、英語圏および韓国への短期留学を長期休暇中に行う機会を確保しているが、2024 年度に留学した学生はいなかった。

各専攻課程会議では、学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検しており、制度的な改善が必要な場合は教務委員会、学生委員会をとおして教授会において議論し、学長が決定している。

2024年度（令和6年度）オリエンテーション日程表

※ Mは現代コミュニケーション専攻、Cは幼児教育専攻である

2024.3.01(第4案)

令和6(2024)年度 4月オリエンテーション日程表(第4案)

※都合により、時間を変更する場合があります

日	新入生			2年生			専攻科			
	時間	事 項	所要時間	時間	事 項	所要時間	時間	事 項	所要時間	
4/3 (水)	講堂						講堂			
	9:30～9:45	事務手続					9:30～9:45	事務手続		
	10:00～10:55	入学式	(55分)				10:00～10:55	入学式	(55分)	
	10:55～11:15	事務連絡/休憩	(20分)				10:55～11:15	事務連絡	(20分)	
	11:15～11:50	オリエンテーション日程説明 * 担任教員との顔合わせ →妙法寺に到着→写真撮影	(35分)							
4/4 (木)	11:50～12:35	地域散策(妙法寺) <*保護者参加可>								
	9:30	書類配付	2F事務所							
	M専攻 303		C専攻 302							
	9:40～10:10	英語プレイスメントテスト	実習先選び 相談会	(30分)						
	10:20～12:20	教務部	教務部	(120分)	10:30	書類配付	2F事務所			
	303		休憩		11:00～11:10	会計	(10分)			
	12:20～13:10	休憩		(50分)	11:10～11:20	広報部	(10分)			
	13:10～13:20	会計		(10分)	11:20～12:00	就職部	年金講義 (厚労省年金局・ 年金機構)	(40分)		
	13:20～13:40	ハラスメント防止委員会		(20分)	12:00～12:40	年金講義 (厚労省年金局・ 年金機構)	就職部	(40分)		
	13:40～13:50	広報部		(10分)	12:40～13:30	休憩		(50分)		
4/5 (金)	13:50～14:10	就職部		(20分)	13:30～14:30	教務部	教務部	(60分)		
	14:10～14:20	休憩		(10分)	14:30～14:40	休憩		(10分)		
	14:20～14:50	ロッカ一案内		(30分)	403			403		
	15:00～	日本学生支援機構奨学金 説明会(予約採用のみ)		(60分)	14:40～15:40	学生部		(60分)		
	※授業時間割相談(教務部) 2F事務所									
4/6 (土)	9:45	各教室集合(前日配付資料持参)		2F事務所				10:00	書類配付	2F事務所
	303			401			401			
	10:00～11:30	杉並警察署講話 「薬物乱用防止/SNS/防犯 /自転車関連等について」		(90分)	10:20～11:20	教務部	(60分)			
	11:30～12:30	休憩		(60分)	11:30～12:20	就職部	(50分)			
	12:30～13:30	学生部		(60分)	12:30～13:10	学生部	(40分)			
	13:30～14:30	カウンセラー紹介(動画) UPI心の健康調査		(60分)						
	12:30～15:30	健康診断(予定) ●12:30 男子学生(全学年)集合 ●13:00 女子学生(2年・専攻科)集合 ●13:30 女子学生(1年)集								

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

#### ＜区分 基準Ⅱ-D-2 の現状＞

学生の生活支援においても、本学ではクラス担任制を根幹として体制づくりをしている。現代コミュニケーション専攻では、1年次の「基礎演習」や2年次の「ゼミナール」といった必修科目を通して、学生一人ひとりとクラス担任との間でコミュニケーションを図る機会を多く設け、日常的に相談しやすい環境を整えている。幼稚教育専攻においても、2017年度（平成29年度）より全学年で「ホームルーム」を新設し、学生とクラス担任との定期的な対話を通じて、生活上の不安や悩みを早期に把握・対応できる体制を整備している。さらに、保育所・幼稚園・施設実習を送り出す際には、学生一人ひとりに合った「心構え」を伝えることで、精神的なサポートと実践力の強化を図っている。

こうした担任による日常的な対話と支援に加え、学生の学習成果の獲得に向けて、生活支援を組織的に行っている点も本学の特色である。全学生の生活全般に関わる課題に対しては、教員を中心とした学生委員会（専任教員5名、専任職員1名）と、職員を中心とした学生部会（専任職員1名、学生委員長1名）が連携し、検討・企画・実施・対応を行っており、教育面と生活面を一体化させた支援体制を構築している。

施設・環境面では、中学・高校との共用となる体育館やグラウンド、食堂などを日程調整のうえで効率的に利用し、学生の生活利便性を確保している。特に、学生が最も利用する学生ホールには、コピー機や充電用の電源タップ、少人数でも利用しやすいカウンター席の設置など、学生目線に立った環境整備を進めている。2023年度（令和5年度）には、学生ホール入口付近にカフェマシーンと菓子自販機を設置し、カフェコーナーをオープンするなど、リフレッシュできる空間の整備にも努めている。

学生寮は設置していないが、地方出身の学生に対しては、希望に応じて堀ノ内・松ノ木・梅里・高円寺など周辺地域に詳しい不動産会社を紹介し、安心して住居を確保できるよう配慮している。また、駅から徒歩10分以内という通学の便の良さもあり、スクールバスなどの通学支援措置は不要である。自転車通学者には、2016年度（平成28年度）から安全性に配慮した短大専用駐輪場を校舎出入口近くに設け、利便性を高めている。

一般的に、2年間という短い修業年数の短期大学では学生の主体的な課外活動が難しいと言われているが、本学では創立当初から学生自治会である「紫友会」が活躍しており、現在でも学生部を中心として自治会への支援やアドバイスを続けている（備付77）。2023年度（令和5年度）の紫友会執行部役員（2年生）は会長以下10名で組織され、サポートメンバー（紫友会役員の活動に協力する学生）を得て運営された。具体的な活動内容は、文化祭など学校行事の企画運営、新入生歓迎会やスポーツデイ、ハロウィーンパーティーなどの自主イベントの開催、さらに、学生総会、謝恩会（コロナ禍により5年ぶり開催）、卒業記念アルバム制作などを手がけている。紫友会が企画運営する文化祭・謝恩会などの大きな行事やアルバムなどの制作物については、紫友会が実行委員会を開催し、両専攻1・2年それぞれのクラス・ゼミにいる専門委員を招集するなど準備段階から時間をかけ、全学生に働きかけるかたちで主体的に行っている。2023年度（令和5年度）の文化祭では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにもともない、4年ぶりに一般公開され、飲食出店は2年生のみに限ったが、クラス・ゼミごとに趣向を凝らした出店や研究

発表があった。また、立正大学学寮生によるお坊さんルーム、父母の会、同窓会の出店、学内外のパフォーマーによるパフォーマンスなどコロナ禍前とほぼ同様の内容で開催された。2020年度（令和2年度）～2022年度（令和4年度）はコロナ禍で一般公開しておらず、2023年度は期間が空いた中での飲食出店による一般公開だったため、飲食による感染リスクを最小限にするために、飲食スペースを固定する形で実施したが、2024年度はコロナ禍前と同様の一般公開とした。物品購入や予算・決算など会計に関わることも含めて、学生の自治活動に関しては、学生部は後方支援や裏方としての助言に徹している。また、大規模な行事とは別に、少人数で地域に出かける「地域とコミュニケーションを考える」を開催し、多様な学生像に対応した支援を行っている。

## 2024年度（令和6年度）紫友会活動一覧

	行事名	場所	内容
4/23（火）	新入生歓迎会	短大303教室	サークル紹介、抽選会
5/28（火）	学生総会	短大303教室	会計報告、役員選出、活動計画等
9/29（日）	文化祭	短大校舎	ステージ発表、飲食出店、子どもコーナー、展示コーナー等
10/29（火）	ハロウィーンパーティ	本学303教室	ピザパーティ
12/3（火）	スポーツデイ	本学体育館	ペタンク大会
2/20（木）	学生臨時総会	オンライン	会計報告、役員選出等
2/20（木）	引き継ぎ会	短大302教室	次年度の役員への引き継ぎ
3/17（月）	謝恩会	ホテルオークラ東京ベイ	ビュッフェパーティ、抽選会、謝辞（学生、父母の会）、記念品贈呈、記念撮影
定例会：毎週火曜日昼休み			
文化祭実行委員会：6月から10月昼休みに適宜開催。			
卒業対策委員会（謝恩会、卒業アルバム制作）：6月から1月昼休みに適宜開催。			

クラブ・同好会活動などの課外活動は学生自治会内に属しており、顧問は各クラブが教職員に依頼するかたちになっている。本学では、運動部での活躍を評価する特待生制度を導入して以来、東京都私立短期大学体育大会などの公式戦で好成績を収めるようになった。とりわけ女子バレーボール部は、2013年度（平成25年度）以来、大会で7連覇を達成している。2020年度（令和2年度）より大学女子バレーボールリーグにも参戦しているが、現在は指導者の退職もあり、縮小活動傾向にある。それに代わる形で、歌、ダンスなどで顕著な成果をあげてきた学生の特待生を導入した。本学の専任教員がサポートする形で、学生たちがパフォーマンスサークルを立ち上げ、現在は部として学内外で公演を実施し活躍している。また、スポーツ系のスポーツサークル、文化系の調理サークルなども活動が行われており、交流の機会となっている。

在籍学生における奨学生の割合は高く、毎年半数に及んでいる。日本学生支援機構奨学金をはじめとして、文部科学省私費外国人留学生学習奨励費、東京都社会福祉協議会保育

士修学資金貸付制度、財団法人が行っている奨学金制度などが利用できるようになっている。その他にも、成績優秀者には本学独自の「東京立正短期大学奨学金」などが与えられている。このような奨学金に関する経済支援の体制としては、職員が各奨学金に関する説明会を4月から昼休み時間を利用して実施し、書き方や必要書類についてのきめ細やかな個別指導も実施している。

#### 2024年度（令和6年度）奨学金利用状況（延べ人数）

	1年	2年	専攻科	合計
東京立正短期大学奨学金	—	6	—	6
日本学生支援機構奨学金給付	10	10	—	20
日本学生支援機構奨学金貸与（第一種）	10	9	1	20
日本学生支援機構奨学金貸与（第二種）	14	11	1	26
文部科学省私費外国人留学生学習奨励費	0	0	—	0
あしなが育英会	0	0	0	0
交通遺児育英会	0	0	0	0
小林育英会	2	2	—	4
守谷育英会	0	0	1	1
東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付制度	1	0	—	0
一般財団法人篠原欣子記念財団	0	1	—	1
合計	37	38	2	77

2014年度（平成26年度）に短大独自のカウンセラーを1名置くことができ、週1回のカウンセリングの他、定期的に「学生相談室だより」を発行している。2016年度（平成28年度）から、必修科目授業内でカウンセラーから学生相談室の説明を受け、実際に教員引率の見学企画を実施し、学生が学生相談室を利用しやすい環境づくりに努めている。2023年度（令和5年度）4月からは「学生相談室運営委員会」を設置し組織的な「学生相談室」運営をスタートさせた。学生相談室のメンバーとして、相談室長、相談員（受付担当）、カウンセラー（心理面担当）、相談員（健康面担当）を配置して対応にあたり、学生相談室運営委員会のメンバーには、相談室メンバーに加え、スーパーバイザーを配置した。組織的な対応にあたるようにしたことで、徐々にではあるが全学あげての支援体制の基盤ができるつつある。その他にも、学生の意見や要望の聴取には、学生投書箱を設けている。健康管理および安心・安全に関する啓発活動としては、年度が始まる4月に健康診断が実施される他、近隣の杉並警察署を招いての危険薬物やネット犯罪に関する講話も実施している。また、2022年度（令和4年度）より同時期にカウンセラーと連携し、メンタルヘルス不調の早期発見、早期支援のために、全学生を対象にスクリーニングテストである学生精神的健康調査（UPI）を実施している。2024年度（令和6年度）は、後期にも学生精神的健康調査（UPI）を実施し、カウンセリングへつながる支援を行なっている。

留学生に対しては、留学生を対象とした「日本語表現法I・II」「日本語上級A・B」「日本事情」を開講し、日本語等の指導を行っている。学生部では定期的に昼休みの時間を活

用して留学生連絡会を実施して、学校行事等の伝達、生活上の相談や在留資格の確認などを行い、不利益が生じないように努めている。また、定期的に個別面談を実施し、現住所・連絡先・資格外活動内容・生活上の悩み・健康状態などを把握し相談に乗っている。2024年度（令和6年度）より、留学生の在留ビザ申請手続きに関し、授業欠席などの負担を軽減するため、出入国在留管理庁から承認を受けた申請等取次者による支援体制を整備し、申請取次業務を継続的に実施している。

障害のある学生支援においては、2021年度（令和3年度）から、教職員で学内のバリアフリーチェックを行い、エレベーターの鏡の設置、段差が分かりづらい箇所に黄色い滑り止めテープ貼り付け、トイレの手すりの設置など必要な設備を整えるようにしている。また、2022年度（令和4年度）からは入学した障害学生の声を聞く機会を定期的に設け、授業の座席の配慮など障害学生の生活しやすい環境づくりに努めている。また、2022年度（令和4年度）より合理的配慮に関する研修を年1回程度行い教職員の理解啓発に努めている（備付50、備付53）。2024年度（令和6年度）4月施行に合わせ「東京立正短期大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る対応要領」をもとに、「合理的配慮申請書」を用いた手続きの流れについてフローを作成して、学生、教職員に周知し、組織的な実施体制強化を行なった。

本学における学生の社会的活動は近年その範囲が広がってきてている。近隣地域への社会貢献として、妙法寺で行われている寺子屋や子ども食堂、妙法寺門前通り商店会主催の「妙法寺夏のふれあい祭り」などに参加している。教育・福祉関連では、杉並区青年会議所主催による「わんぱく相撲杉並区大会」をはじめ、近隣の小学校でのボランティア活動も実施している。学生の社会活動に対する地域の評価も上がっており、2017年度（平成29年度）より杉並区社会福祉協議会杉並ボランティアセンターと連携した授業・ボランティアの展開もはじまった。ただし、2020年度（令和2年度）より新型コロナウイルス感染症の蔓延により、なかなか思うように活動ができない状況が続いた。そのような中で、2021年度（令和3年度）より学生部教職員が学生に呼びかけ、地域のゴミ拾い活動を定期的に実施している。2023年度（令和5年度）より「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書」に基づき、近隣の杉並区立済美養護学校の「夏祭り」「ふれあいアートギャラリー」に協力し、子どもたちや保護者、教職員と交流を深めているなど、コロナ禍前のように活動が広がってきてている（備付69（公開講座・地域連携委員会議事録））。

#### [区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

#### ＜区分 基準Ⅱ-D-3 の現状＞

学生の就職支援に向けて就職部・就職委員会が組織され、各専攻課程と連携し、全学的な体制を完備している。2024年度（令和6年度）の就職委員会は、現代コミュニケーション専攻の教員2名、幼児教育専攻の教員2名、そして就職部の職員1名で構成されており、就職部・就職委員会で行っている就職支援について、会議を通じて両専攻との連携がスムーズに行える体制になっている（備付69（就職委員会議事録））。この就職委員会は毎月1回実施されているが、委員会以外では、未内定者の就活状況についての情報交換と学生一人ひとりの支援のあり方について、就職部と現代コミュニケーション専攻2年次ゼミ

ナールの担当教員との間で毎月 1 回定期的な打ち合わせを行っている。

就職支援室は、授業がある平日の毎日朝 8:50～16:30 まで開室しているだけでなく、長期休暇中もほぼ同様に開室している。また、開室時には、学生が利用しやすいよう入口を常に開放している。支援室内には、企業検索やオンライン説明会・面接参加用のパソコンを設置している。また、本棚には求人票が整然と並べられ、就活対策本なども閲覧できるようになっているだけでなく、履歴書を書いたり相談したりできるスペースも用意されている。

現代コミュニケーション専攻では、1 年次前期から「インターンシップ概論」という選択科目を開講し、短大入学時から就職に向けて意欲的な学生に対応している。2024 年度（令和 6 年度）は、事務職またはサービス・接客業を志望しているそれぞれの学生に合わせて、6 月に IMS Me-Life クリニックとグランドプリンスホテル新高輪への企業訪問を実施した。また、1 年次後期からは卒業後の人生も視野に入れた一般的な意味でのキャリア支援をすべく、必修科目「キャリアデザイン A」も開始している。この授業の中では、就職活動に挑むために必要な企業検索サイトの登録から適性検査の実施、履歴書・自己 PR などの作成準備、そしてマナー習得のための具体的な支援なども行っている。2024 年度（令和 6 年度）は、これら 1 年次生対象の授業において、就職支援室と連携して「マイナビ仕事研究&インターンシップエクスポ（5 月）」や「マイナビインターンシップ&キャリア発見（11 月）」などのイベント参加による校外学習や企業訪問、学内では社会人として活躍している先輩方を迎えて「OB・OG懇談会（10 月）」や、就職が決まった 2 年次生による「内定報告会（11 月）」も実施している。

そして、2 年次前期では、目下の就職活動を支援する「キャリアデザイン B」を開講している。就職支援に関しては、就職支援室の主導のもと、キャリアカウンセラー資格を有する非常勤講師やハローワークが参画し、授業外でも学生の就職カウンセリングにあたっている。

また、春休みから始まる就職活動をスムーズに開始できるような学生支援策として 2016 年度（平成 28 年度）から学期末の 2 月に開講していた「就活スタート講座」を、2022 年度（令和 4 年度）から合宿のような短期集中講座の形式にして「就職支援プログラム」と名称変更し、2024 年度（令和 6 年度）も 2 月と 3 月の 5 日間実施した。内容は、「学生時代に力を入れたこと」や「自己 PR」などの履歴書対策講座、そして企業の採用担当を経験されたことのあるキャリアコンサルタントによる模擬面接も行った。また、新型コロナウイルスの感染の蔓延以来企業の WEB 利用は継続されているので、オンラインでの企業合同説明会も実施した。この企業合同説明会の中では、実際に企業の採用担当者から面接官の視点をレクチャーしてもらう機会を得た。昨年までこの時期に実施していた資生堂による就活メイク講座は、日程の都合で年度をまたぎ、新学期ガイダンス前の 4 月初旬に実施した。

就職支援はこの他にも、前期には個別相談やインターンシップ説明会、就職ガイダンスなどの時間を設けて学生一人ひとりに対応している。さらに就職支援室では、留学生の就活を支援するために「東京外国人雇用サービスセンター」を紹介したり、ハローワークの求人紹介会と個別相談会を毎月実施したりして、学生の能力や適性に合わせた就職支援をしている。

SPI 対策には専任教員が担当している 1 年次必修の「基礎演習」で初年次教育の一環としてフォローしている。また、「キャリアデザイン A」で実施した適性検査を利用して、学年末に各クラス担任が進路に関する個人面談を実施している。

幼児教育専攻では、保育士資格と幼稚園教諭二種免許取得のための科目が大半で、保育士や幼稚園教諭としての心構えは日常的に教授されているが、1 年次・2 年次を通じて行われている各「実習指導」や「教職実践演習」などの授業が就職支援に直結している。専攻科では、「キャリア形成」の授業において就職に向けた支援が実施されている。2 年次生に対しては、5 月に職業適性診断を実施し、学生と課題を共有している。そして、その結果を踏まえてクラス担任が個人面談を実施している。

また、幼児教育専攻では、現代コミュニケーション専攻の「就活支援プログラム」のような就職支援に特化した講座を開講する余裕がないため、昼休みや放課後の時間を活用し、就職委員の教員と就職支援室の職員を中心に就職ガイダンスを複数回実施している。2024 年度（令和 6 年度）は、7 月に「履歴書の書き方」「園選び・求人票の読み方」「公務員模擬試験」「公務員対策講座」、8 月にはハローワークによる「面接対策講座」と資生堂による「メイク講座」を実施している。そして 3 月には、1 年次生を対象とした就職ガイダンスとして、卒業間際の 2 年次生による就活体験発表会も実施している。また、2022 年度（令和 4 年度）からの新たな試みとして、幼児教育専攻の 1 年生を対象とした「マナー講座」を開始し、2024 年度（令和 6 年度）も実習と就活に役立つ社会人基礎力を教えている。

両専攻の情報共有は、就職委員の教員と就職支援室の職員が定期的な会議で行い、学生の就職支援に向けた取り組みを行っている。そして、卒業後も仕事に関する悩み相談ができるような環境づくりとして就職委員会と就職支援室が一体となり、年に 1 回「ホームカミングデー」を実施している。2024 年度（令和 6 年度）も短大文化祭開催日に合わせるなど、卒業生が来校しやすい日程で行っている。

就職のための資格取得については、幼児教育専攻では保育士資格・幼稚園教諭二種免許・児童厚生二級指導員取得のための単位取得が、就職のための資格取得に直結している。2016 年度（平成 28 年度）以降実施している幼児教育専攻の学生（2 年生・専攻科）全員を対象とした「作文模擬試験」を、2024 年度（令和 6 年度）も 7 月に実施している。幼児教育の現場では、保護者とのやり取りや日誌の記入など文章を書く業務が多いため、「作文模擬試験」は就職試験の小論文対策に留まらず、「文章を書く」ことに対する対策として、国語担当の非常勤講師と連携を図りながら進めている。また、希望者には、7 月に「公務員模擬試験」を実施した。その他、「准学校心理士」「ネイチャーゲームリーダー」「レクリエーション・インストラクター」などの資格取得も支援している。

現代コミュニケーション専攻では、「秘書検定」「MOS」「簿記」「世界遺産検定」「英検」「TOEIC」「日本語検定」など、カリキュラム内にビジネス情報関連、観光関連、語学等の多種多様な資格取得のための科目を設定している。また、課外講座で「医療事務」「サービス介助士」など、就職に役立つ資格の取得を支援している。公務員試験対策は、専攻課程を問わず開講している。現状では、当講座の参加者のほとんどが幼児教育専攻の学生であり、受講者は公立施設への就職へつながっている。

学生は、より多くそして一つでも高い等級の資格を取得することで、幅広い分野に視野

を広げ、キャリア形成の動機づけにつながっている。また、取得した資格を履歴書に記載したり、計画的な資格取得の勉強を披露したりすることによって、就職先からは就業に向けた積極的な姿勢として評価を受けている。

#### 就職内定者数推移

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
現コミ	学生数	83	82	75	62	50
	就職希望者	42	39	40	41	26
	内定者数	38	38	38	40	24
	内定率	90.48%	97.44%	95.00%	97.56%	92.31%
幼教	学生数	36	44	38	19	28
	就職希望者	23	35	25	9	18
	内定者数	23	34	25	9	17
	内定率	100%	97.14%	100%	100%	94.44%
専攻科	学生数	9	8	7	6	5
	就職希望者	9	8	7	5	5
	内定者数	9	8	7	5	5
	内定率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	学生数	128	134	120	87	78
	就職希望者	74	82	72	55	49
	内定者数	70	80	70	54	46
	内定率	94.59%	97.56%	97.22%	98.18%	93.88%

学生の就職状況についての情報は、就職部が恒常に集約し、就職委員会が毎月の教授会で就職状況を報告し共有している。

そして、就職に関する卒業生の声を聞き、就職状況の結果を在学生の就職支援に取り入れるべく、2024 年度（令和 6 年度）は、12 月に 2023 年度（令和 5 年度）の卒業生を対象に「卒業生アンケート調査」を実施した（備付 28）。また、同じく 12 月には、2023 年度（令和 5 年度）卒業生の進路先である一般企業・園に対しても、本学の就職委員会で独自に作成している「進路先に対するアンケート」を実施した（備付 27）。集計結果は、WEB サイトで公表している。

「卒業生アンケート調査」では、就職先選びに「自分のやりたい仕事」だけでなく、「人間関係がよいこと」を理由に選んだ者が多かった。また、約 8 割近い卒業生が現在の就職先に「満足している」と回答している。これらは、各人の性格に合わせて勤め先を探して選ぶという本学の就職支援のあり方を反映した結果であると言える。そして、両専攻ともに 9 割近い卒業生が、担任教員の支援が役立ったと回答しており、卒業生アンケートの自由記述を読むと、就活指導が行き届いていたことがわかる。

次に、「短期大学で学んだ知識や能力はどの程度役立っているか」という質問に対しては、一般的な教養や専門分野の知識だけではなく、「他の人と協力する力」「コミュニケーション

ン能力」「PC など情報機器を使う力」「自己の理解」などの数値が高かった。実際に取得してよかったと思える資格では、半数以上の卒業生が MOS (マイクロソフト社のワードとエクセル) の資格を挙げていたが、「普通自動車運転免許」を挙げている卒業生も多く、卒業後の仕事で必要になる、あるいは仕事の選択肢が広がるという意味で在学生にも周知したい。

また、卒業生の就職先である一般企業や園に対して実施している「卒業生についてのアンケート調査」では、「就職後に必要だと思う職業的能力」について、一般企業・園とともに、「年齢に関わらず、気軽に会話できる能力」「自分から行動する力」を特に重視していた。自ら動き会話をを行う「コミュニケーション能力」は、本人にとっても現場でも求められている能力として、就職に合致する教育内容であることがわかる。言い方を換えれば、「コミュニケーション」指導のさらなる充実は、就職支援にも活かすことができる。

#### 東京立正短期大学 卒業生就業調査実施要領

- ・進路先に対するアンケート（就職委員会作成）

調査対象：2023 年度（令和 5 年度）52 社

発送時期：2024 年（令和 6 年）12 月 25 日

回答期限：2025 年（令和 7 年）1 月 13 日

- ・卒業生に対するアンケート（就職委員会作成）

調査対象：2023 年度（令和 5 年度）76 名

発送時期：2024 年（令和 6 年）12 月 25 日

回答期限：2025 年（令和 7 年）1 月 22 日

進学支援としては、四年制大学編入学の指導を積極的に行っている。入学時、夏休み前、11 月の年 3 回、編入学ガイダンスを実施しており、それぞれ、編入学への意識付け、夏休み中の学習および出願準備、実際に編入学した卒業生を招いての説明会を行っている。現代コミュニケーション専攻においては、キャリア支援の授業である「キャリアデザイン A」（1 年次後期）、「キャリアデザイン B」（2 年次前期）を開講しており、進学クラスにおいて進学を目指す学生を指導している。指導は、志望校選定から始まり、志望校に合わせた学力試験対策や志望理由書の添削や面接対策まで実施している。また志望大学・学部に関わらず基礎学力の向上を求めており、苦手分野の指導をとおして学生を支援している。本学の少人数制の利点を活かした課外における指導も積極的に行われており、専攻分野に応じて本学の授業だけではカバーできない範囲をレクチャーしたり、苦手分野の克服のための補習を行ったりしている。四年制大学編入学希望者はほぼ全員編入学を果たしている。

#### 過去 5 年間の四年制大学編入学実績 ※ 2025 年度とは 2024 年度に実施した入試を指す

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
現コミ専攻	18	26	14	9	9
幼教専攻	1	1	1	0	0

合計	19	27	15	9	9
----	----	----	----	---	---

幼児教育専攻には専攻科（1年制）を設けており、2024年度（令和6年度）には3名の学生が進学した。

留学支援としては、都短協主催の海外語学研修が廃止されて以降、民間業者と連携しながら英語圏への短期留学を支援している。また、2016年度（平成28年度）には、韓国・培材大学と協定を締結し交換留学制度を発足させた（備付6）。現代コミュニケーション専攻においては「海外研修」、幼児教育専攻においては「共通自由選択」科目として、4週間以上の留学において単位認定している。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

##### ① 保健関連

短大建物内に保健室（学生相談室兼用）はあるが、常駐の養護教諭・保健師がいないため日常的な体調不良の対応や怪我の応急処置は学生部職員（養護教諭免許状有資格者）が対応している。保健室内の薬品等の備品も学生部が管理している。2023年度（令和5年度）は1か月に数名の学生が保健室を利用してきた。学生相談室兼用であるためカウンセラー出勤日である火曜日は健康・衛生管理が難しくなっている。しかし、独立した部屋の確保は困難であり、相談室を一時的に移動するなど臨機応変に対応している。

##### ② メンタルヘルスケア

2022年度（令和4年度）より4月のオリエンテーションの時期にカウンセラーと連携し、メンタルヘルス不調の早期発見、早期支援のために、全学生を対象にスクリーニングテストである学生精神的健康調査（UPI）を実施し、カウンセリングへとつなぐ支援をしているが、カウンセラー勤務がない夏の長期休みをはさみ、後期開始以降にメンタルヘルス不調を訴える学生も少なくない状況である。また、保護者へのカウンセリングの必要な学生も出てきているが、仕事の関係等で平日カウンセラー出勤時には来校できず実施ができない状況にある。

##### ③ 留学生の在留ビザ手続き

日本語学校から進学てくる学生がほとんどである現状から、前籍校で在留ビザ手続きの支援を受けている学生も多く、本学入学後に手続き方法がわからず、困難を示すケースも少なくない現状がある問題に対し、代行業務を行うなど対応してきたが、さらなる支援が必要である。

##### ④ 障害者などの受け入れ支援

本校舎は築57年と古く、しかもバリアフリー化が難しい地形に建物が存在する。2022年度（令和4年度）から年度末に、教職員が、施設・環境面での課題を認識し対策を講じるために、学内バリアフリーチェックを実施し、エレベーターの鏡の設置、段差の分かりづらい箇所への黄色い滑り止めテープの貼付け、トイレの手すり設置等、必要な対策を講じてきた。さらに、2022年度（令和4年度）から、教員連絡会において、改正「障害者差別解消法」で示されている私学の「合理的配慮」義務化（2024年4月1日施行）に向けた研修を行ってきた。2024年度（令和6年度）は合理的配慮義務化に伴い、「東京立正短期大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る対応要領」や「合理的配慮申請書」作

成し、組織的に進めてきた。しかし、合理的配慮申請書に合わせて客観的資料として医師の診断書を提出してもらっているが、求める配慮の理由について十分記述されていない場合が多い。今後は「医師の意見書」の様式を整え、本人の同意を得た上で、医療機関と連携した支援を検討していきたい。また、合理的配慮申請の数も増加傾向にあり、学生相談室運営委員会では対応できない状況となっているため、専門の部署を立ち上げ検討する必要がある。

#### ⑤ 進路支援

現代コミュニケーション専攻では、昨年同様「社会人になる」という学生の意欲が薄く、自分の趣味（休日の過ごし方）を第一に考えた企業選びをする者が増加した。また、就職活動もできるだけ自分にストレスがかかるないやり方で進める（進めざるを得ない）学生が少なからずいた。

本学の就職支援は学生一人ひとりの性格に合わせてかなり手厚く行っているが、通信制高校や高卒認定による進学者、あるいは合理的配慮を必要とする入学者の割合がさらに多くなってきた今年度は、3月末時点で一般企業への就職希望者における就職率が9割を切ってしまった。これまで、募集人員を確保できていない企業側が年度末まで一人でも多くの新卒を求めていたが、もはや定員割れでもよしとする（中途やシニア採用にシフトする）時代に変化している。このような状況の中、就職部としては就職率の数値を上げたい一方で、学生のストレスにならないような配慮も必要であることから、「就職以前の支援」が限界になってくる場合もあることを受け入れ、職業訓練などを促すことが本人のためになることも考えたい。

幼児教育専攻では、自主的に就職活動を進めて公務員の道に進む学生が見られた。その一方で、幼児教育専攻でも今の生活を第一に考えて保育の職業に就かなかったり、学習や実習を経て保育者（社会人）になる意欲が低下してしまったりする者も出てきている。幼児教育専攻では、本格的なゼミ運営が始まったので、各担任の指導のもとで再び全員が保育者の道に進むことを目指したい。

また、アンケート結果を活かして必要な能力を高める教育を展開すべく、就職委員会ならびに現代コミュニケーション専攻・幼児教育専攻の各専攻課程会議等で議論し、意見を求めた結果、本学の掲げる「手厚い個別サポート」は、たしかに「面倒を見てもらえた」という評価につながる一方で、社会に出る活力をそいでしまっているのではないかという意見が出た。また、企業や園が求める能力に対する卒業生の発揮具合に「どちらともいえない」という回答が多かった理由として、本学の教育・指導の中で能力を発揮する手立てや方法を教え切れていたかったのではないかという発言もあった。自立（自律）に向けた教育・指導の体制づくりは引き続き課題となる。そして、短期大学の役割を越えてしまっているかもしれないが、卒業生を対象に取り組んでほしい項目として、「資格取得の支援」や「転職や復職の支援」を希望する数が前年よりも上回っていた。現在実施している「ホームカミングデー」で、卒業生から直接話を聞いて今後の具体的な対策を立てたい。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

特になし

## ＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学は、2024年度（令和6年度）に認証評価を受審しており、その際に作成した『2023年度自己点検・評価報告書』に、教育課程と学生支援の改善計画として以下を記載した。

（教育課程の改善計画）

- ・学習成果および評価・査定方法（アセスメント・ポリシー）の充実
- ・コースと資格の明確化

（学生支援の改善計画）

- ・健康・衛生管理体制の充実
- ・メンタルヘルスケア体制の充実
- ・留学生支援体制の充実
- ・合理的配慮と障害学生支援の充実

学習成果および評価・査定方法（アセスメント・ポリシー）の充実、およびコースと資格の明確化については、主に現代コミュニケーション専攻における課題となっており、カリキュラムツリーの作成を通して対応している。カリキュラムツリーでは、基礎教育科目、専門教育科目について、履修の科目と順序を具体的に示すことで、最終的に身につく資格や職業能力を明らかにしている。

メンタルヘルスケア体制の充実については、上述のとおり、これまで前期のみに行ってきました学生精神的健康調査（UPI）を2024年度（令和6年度）には後期も実施することで、カウンセリングへつながる支援を行なっている。

留学生支援体制の充実については、日本語学校では在留ビザ等の手続きを学校で代行してもらっていた留学生が入学してくることで、自ら手続きをすることに支障をきたしていた。そのため、本学でも代行業務を行うことで対応した。

合理的配慮と障害学生支援の充実については、2024年度（令和6年度）から合理的配慮義務化にも対応し、「東京立正短期大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る対応要領」や「合理的配慮申請書」作成し、組織的に進めてきた。

### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検・評価報告書には、基準Ⅱの課題として以下を挙げている。

（基準Ⅱ-A）

- ・学習成果および評価・査定方法（アセスメント・ポリシー）の具体化
- ・オンライン授業の効果的活用
- ・職業的能力を發揮することができるカリキュラム改革

（基準Ⅱ-B）

- ・量的・質的評価の分析結果の活用
- ・ポートフォリオや学生カルテ等の事例の外部への発信

（基準Ⅱ-C）

- ・受験生の多様化に対応した評価の客観性・妥当性の担保
- ・入学者選抜の入学期前教育・初年次教育との接合
- ・適正な収容定員の設定

## (基準Ⅱ-D)

- ・カウンセリング支援の充実
- ・留学生支援の充実
- ・合理的配慮への組織的取り組み
- ・多様な就職支援の必要性

上述のとおり、学習成果および評価・査定方法（アセスメント・ポリシー）を2023年度（令和5年度）に策定し、2024年度（令和6年度）にはカリキュラムツリーを作成した。しかし、ループリック評価など、卒業認定・学位授与方針への達成度を測る評価基準は導入されていない。2025年度（令和7年度）にはカリキュラムツリーの運用・活用とループリック評価などの検討を行いたい。

オンライン授業については、コロナ禍において運用方法を定め、各部署において総括されている。これらの知見を活かし、2024年度（令和6年度）には、休講や公欠に対する補講や合理的配慮に対する授業をオンラインで行うなど基準を定めた。今後、組織的な総括を進め、オンライン授業における双方向性の積極的活用などを進めていく。

多様な学生の受け入れとともに、職業能力の習得も一律のカリキュラムでは難しくなっている。卒業生アンケートからも、挑戦する力、粘り強さは、自己評価が高いものの企業からの評価は必ずしも高くないことが明らかになっている。これは多様な就職支援の必要性とも結びついており、出口を意識したカリキュラム改革の継続と就職支援体制の充実によって対応していきたい。

多様な学生の受け入れは、入学者選抜においても課題となっている。選抜方法においてできるだけ多くの学生に対応できるよう、特待生制度を設けたり事前面談を行なったりしている。今後は事前面談において、どのような配慮が必要であるかを把握し早期に対応していく体制を構築していきたい。

収容定員については、2025年度（令和7年度）から現在より40名減じて、160名とする計画である。

カウンセリング体制については、2024年度（令和6年度）から、カウンセラーの出校日を学生が相談しやすい曜日に変更して対応している。この体制を総括し更なる充実につなげていく。

留学生支援については、担任・専攻課程会議・学生部における情報共有を図り、必要な支援を行うようにしていきたい。

合理的配慮のための組織的取り組みについては、2025年度（令和7年度）から学生部から独立した組織として、合理的配慮検討部会（学生部、教務部の教職員を中心とした部会）を発足させることで対応する。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

#### ＜根拠資料＞

##### 提出資料

- 34 規程集 29、34、36、50、51、53、54、64、98～117
- 37 教授会議事録（2024 年度）

##### 備付資料

- 41 個人調書（2025 年 5 月 1 日）
- 42 教育研究業績書
- 43 非常勤教員一覧（2025 年 5 月 1 日）
- 44 専任教員年齢構成表（2025 年 5 月 1 日）
- 45 東京立正短期大学紀要（第 51 号・2023 年 3 月）
- 46 東京立正短期大学紀要（第 52 号・2024 年 3 月）
- 47 東京立正短期大学紀要（第 53 号・2025 年 3 月）
- 48 専任教員一覧（2025 年 5 月 1 日）
- 49 FD 活動記録（2022 年度）
- 50 FD 活動記録（2023 年度）
- 51 FD 活動記録（2024 年度）
- 52 SD 活動記録（2022 年度）
- 53 SD 活動記録（2023 年度）
- 54 SD 活動記録（2024 年度）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

学科・専攻毎の教員組織を構成し、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員は、任用昇任規程（提出 34—規程集 53）に基づき、教授、准教授、講師、助教の各職位において、任用時および昇任時に、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等が厳格に審査されており、人事規程第 6 条に定める業績を有しており、短期大学設置基準を満たしている（提出 34—規程集 50、備付 41、備付 42）。

教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員および専任教員では担えない専門科目については非常勤講師を配置している。非常勤講師の任用にあたっては専任教員同様、短期大学設置基準を準用し、学位、教育・研究業績、その他の経歴等を審査している（備付 43）。

近年多様な学生が入学するようになっており、学生相談を充実させるとともに幼児教育専攻における実習の困難を解消するため、2021 年度（令和 3 年度）には助教を採用した。

教員構成は以下のとおりである。

2025 年（令和 7 年）5 月 1 日現在

区分	教 授	准教授	講 師	助 教	専攻合計
現代コミュニケーション専攻	4	2	1	0	7
幼児教育専攻	2	2	1	1	6
学科合計	6	4	2	1	13

教員の採用・昇任は、教員任用・昇任規程（提出 34-規程集 53）、任用委員会規程（提出 43-規程集 42）、教員任用・昇任規程に関する内規（提出 34-規程集 54）に基づき選考し、学長は任用委員会が適当と認めた候補者について教授会の意見を聞き、理事会に具申し決定している。2024 年度（令和 6 年度）には、年度末に教授 1 名が退職することとなつたが、設置基準では追加の必要がないため新規採用を見送った。また、任期付きの助教を任期なしに変更した（採用は 2025 年（令和 7 年）4 月 1 日）。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は、個人調書、教育研究業績書のとおり、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている（備付 41、備付 42）。2024 年度（令和 6 年度）には、4 名の専任教員および本学で研究活動を行う非常勤講師 1 名が科学研究費補助金の研究分担者として外部研究費を獲得している。

専任教員の研究活動については、個人研究費規程（提出 34-規程集 108）に定めており、学会出席については旅費・交通費の補助を行い研究活動を支援している。本学では、公正な研究活動を支援するため、研究倫理要綱以下、基本方針、組織・責任体制、運用ルール、不正防止策、不正行為への対応について、合計 18 の規程、内規、ガイドライン、運用ルールを定めている（提出 34-規程集 98～117）。専任教員および本学で研究活動を実施している非常勤講師に対しては、毎年 4 月に誓約書の提出を求め、毎年 9 月には、研究倫理、不正防止に関する研修会を実施している。

専任教員の来歴、研究活動状況は、WEB サイトで公開している。現状において、業務多忙化が進行しているが、毎年研究紀要を刊行し研究成果を公表している（備付 47）。2024 年度（令和 6 年度）に専任教員で科学研究費補助金を獲得している者は、新規・継続をあわせて 4 名（すべて研究分担者）であった（備付 41）。科学研究費申請の案内等は、毎年の教育倫理、研究不正に関する研修時に実施している（提出 37）。

教員の研究活動を保障するため、専任教員全員の個人研究室を整備している。また、教員の授業コマは、週 6 コマを基準とすることを服務規程（提出 34-規程集 51）で条文化し、これを超えないようカリキュラムを編成し、研究時間の確保に努めている。一方で、教員の海外での研究活動に関する規程類は未整備であるが、出張旅費規程（提出 34-規程集 64）において、海外での学会参加・発表の参加に対する海外出張旅費の支給（1～2 回）に関する条文を明記している。

専任教員の教育活動については、各専攻課程会議での協議と意思決定によって教育方針に沿って行うよう担保されている。とくに学生一人ひとりの学習状況を把握する教育姿勢

の確認は、毎回の会議においての主要議題として取り上げられており、その具体化については教員組織である専攻課程会議と職員組織である教務部、学生部との連携が計られている。また、教員の FD 活動については、FD 委員会規程（提出 34－規程集 36）を制定して、その推進を図っており、年 2 回行っている授業評価アンケートおよび各教員による改善計画の公開、授業相互参観・授業撮影などの FD 活動によって、相互に授業改善に取り組む姿勢が醸成されている（備付 51）。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

教育研究活動等に関する事務組織としては、教学部門として教務部、学生の生活関連支援部門として学生部、就職支援部門として就職部を設けている。本学では、学生の学習成果の獲得が向上するよう、各部門に必要な事務職員を適切に配置しており、教員と協働して支援体制を整えている。学生の学習成果を向上させるため、教員を主とする各委員会（教務委員会、学生委員会、就職委員会）と連携して活動している。

各委員会には教員に加えて、事務局から事務職員が参加して、学生の状況の共有を図るとともに、教員の要望と実務の調整を図り、各業務が滞りなく進行するよう図っている（備付 48）。また、教員の教育的判断に基づいた学習支援や学生生活支援が円滑に行えるよう、事務職員が各分野の専門的知見や業務遂行能力を発揮し、学習環境の整備や学生への対応にあたっている。

本学は小規模校であり事務職員の数も少ないため、法人事務局の指導・協力を受けつつ、専門的職能を高めるようにしている。そして、各職員の能力・適性を発揮できるよう事務室を設け、各自に情報端末を配置し、その他必要な備品を備えるなど、事務局の環境を整備している。

事務局の SD 活動については SD 委員会規程（提出 34－規程集 44）を整備し、各種研修を行っている（備付 54）。今後も、中長期的な計画を策定し、到達目標を明確にして SD を実施していくことが求められる。事務局は、「運営事務規程（提出 34－規程集 29）」に基づき運営されており、責任体制、校務分掌とも明確であり、連携も取れている。また、短大開設 60 周年を迎えるとしている歴史の中で、旧来の業務の見直し、事務処理の効率化や再点検は日常的に行っており、必要な改善方法は教員にも共有されている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

本学では、学生の学習成果の獲得を目指し、教職員がそれぞれの立場で責任と役割を果たす体制を整えている。教育活動に関わる教職員の役割や責任は、学則や任用規程、運営事務規程、委員会規程などの諸規程に明記されており、円滑な教育運営と学習支援を推進する基盤となっている（提出 34－規程集各種）。

教員については、教員任用・昇任規程および教務委員会規程等に基づき、授業実施、学生指導、カリキュラム運営、学内外での教育的活動への参画といった責任が明示されてお

り、専攻課程ごとに教育課程の目的に応じた専門性を活かした役割分担がなされている。担任制を基盤とした個別支援体制の下、学習進度や理解状況に応じた個別指導も担っている。

職員についても、運営事務規程や学生部・教務部・就職部の各業務分掌により、学生生活支援、履修支援、就職支援などを通じて、学生の学習を側面的に支える役割と責任が明確にされている。委員会活動においては、教員と職員が協働して情報共有と課題解決に取り組んでおり、学生一人ひとりの学びを中心据えた運営が実践されている。

また、教職協働を推進するために、教授会や各種委員会、定例会議などを通じて、学生支援や教育の質向上に関する協議と意思決定を重ねており、学内全体での協働体制が構築されている。こうした教職員の明確な役割分担と連携により、学習成果の着実な獲得に向けた支援体制が機能している。

**[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]**

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-5 の現状＞

本学では、教職員等の資質向上、教育能力の強化、ならびに専門的能力の深化を目的として、組織的な研修を実施している。教職員一人ひとりが学生の学習成果の獲得を支える専門職としての自覚をもち、自己研鑽に努めるとともに、組織として研修機会の提供と参加を奨励している。

教員に対しては、年2回のFD (Faculty Development) 研修を実施し、アクティブラーニングやICT活用、成績評価の妥当性、学生支援の在り方等、教育実践に直結するテーマを取り上げている。FD 委員会を中心に、教員同士の実践交流や外部講師による研修企画を通して、教育の質向上に継続的に取り組んでいる。

事務職員を対象としたSD (Staff Development) については、SD 委員会規程に基づき、年数回の研修機会を設けている。SD では、業務の専門性を高めるだけでなく、教職協働の視点から学生支援の理解を深める内容も扱っており、近年では障害学生支援や危機対応、DX (デジタルトランスフォーメーション) に関する内容も取り入れている。

また、新任教職員にはオリエンテーションを通して本学の教育理念や方針、学生支援体制についての理解を促しており、配属部門や役職に応じたOJT (On the Job Training) も実施している。さらに、学外研修や学会参加にかかる費用支援も行っており、自己啓発の機会を保障している。

このように、教職員の資質・能力の向上を図るための研修を、組織的かつ継続的に実施していることは、学生の学習支援や教育の質の保証に直結する重要な取り組みであると認識しており、今後も体制整備と内容の充実に努めていく。

**[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

教職員の就業については、労働基準法及び労働安全衛生法などの労働関係法令に基づい

て適正に管理している。

なお、就業規則そのものは制定していないが、制定済みの人事規程（提出 34-規程集 50）・服務規程（提出 34-規程集 51）・給与規程（提出 34-規程集 52）の 3 規程をもってそれにあてることが労働基準監督署に認められており、これらによって運用されている。各規程は整備されており、教職員がいつでも参照可能なように教員メールボックスの側に常備されている。また、これら規程の改正には、教職員の過半数代表の合意が必要であり、教授会構成員でない職員や非常勤講師を含め教職員代表選挙を行い、教職員過半数代表を適正に選出している。教職員過半数代表は労働基準監督署に提出する書類に意見を付し、その内容は教職員にも周知している。

休講、補講、学外授業など授業に関する申請、届出などには統一書式が設けられ、紙媒体や電子ファイルで各教員に配布されている。授業回数半期 15 週の原則は厳守されている。2017 年度（平成 29 年度）からは、「教務学習支援システム（GAKUEN）」が稼働を始め、休講・補講の連絡、学生の出欠状況確認などはリアルタイムで行われ、現時点に至っている。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

専任教員の留学、海外派遣にかかわる規程が未整備であり、今後の整備が必要である。

オフィスアワーを設定しているが、実際には日常的に学生が研究室を訪れており、研究室が研究活動の場として活用しにくい現状がある。

また、時間的な制約から非常勤講師に FD 活動に常時参加してもらうことが困難で、学生の授業評価結果などから IT の活用による事後的な対応で授業改善を図る以外に方法がなく、また、日常的な非常勤講師との対話の機会の設定が継続的な課題としてある。

財政的制約のため教職員の増員が困難な状況下であるので、教員、事務職員とも必要最低限の数であるため人員の余裕がなく、補充人事は計画的に慎重に行う必要がある。教員にあっては授業と校務に追われ、教育内容の充実に資する研究の機会の確保が困難化している。

今後は既存分野にこだわることなく、短大の将来構想の検討と連動した補充を検討している。

事務職員では業務担当の一部固定化が属人的業務傾向を招き、ジョブローテーションによるスキルの向上を制限しているため、研修機会やシステム化の推進などが求められる。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

非常勤講師には、卒業認定・学位授与の方針と連動した統一書式でのシラバス作成の要請（WEB シラバス）や学期開始前の教員連絡会の開催等を通じて短大の教育方針についての意思統一を図っている。2021 年度（令和 3 年度）は新型コロナウィルス感染症蔓延の影響で教員連絡会は新任教員のみを対象としたが、2022 年度（令和 4 年度）は旧に復している。

また、本学は小規模校であるため、職員配置は、事務長 1 名、教務部 2 名、学生部 1 名、就職部 1 名、入試広報部 1 名、総務部 1 名、企画運営係 1 名、図書館司書 1 名となっている。ほとんどの部が 1 名体制であり、負担が大きいばかりでなくジョブローテーションも

困難な状況にあったため、2017年度（平成29年度）から短大運営の基幹システムとして、「教務学習支援システム（GAKUEN）」を導入した。このシステムにより業務の標準化が進んでおり、職員の負担軽減を図りつつあり、今後も継続的に考えていきたい。

## [テーマ 基準III-B 物的資源]

### <根拠資料>

#### 提出資料

34 規程集 16、20、96、97

#### 備付資料

55 校地、校舎図面（WEB サイト「公開情報・教育研究上の基礎的情報」

<https://www.tokyorisho.ac.jp/about/presen/standard/>

56 図面

57 図書館図面

58 図書館オリエンテーション資料

[区分 基準III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

### <区分 基準III-B-1 の現状>

施設に関しては、すべての面で短期大学設置基準が求める基準を充足している（備付 61）。校地は、すべて同一の敷地内及び隣接地にあり、総計で 11,000 m<sup>2</sup>を超える、基準面積（10 m<sup>2</sup> × 200=2,000 m<sup>2</sup>）の約 5 倍を有している。運動場面積は、約 4,500 m<sup>2</sup>でサッカー・野球等も可能であり学生数に対し十分な面積といえる。校舎・体育館は計 6,430 m<sup>2</sup>を有し基準を上回っている。

校地はおおむね平坦であるが、校舎は入り口が 2 階にあり、障害者に配慮したバリアフリー化は遅れている。障害を有する学生が短期大学に入学を希望する場合、事前に話し合いの場を設け、可能な配慮について合意したうえで個別実施している。

授業等の方法が多様化しており、様々な教員の要望に応えるため、各教室には PC 対応の大型モニターまたはプロジェクターを設置している。幼児教育専攻の学生には、ピアノ練習室、調理実習室、保育実習室を備えて学習・演習に供している。また、全学生対象に語学学習の機能も備えたコンピュータ教室を設置している。2022 年度（令和 4 年度）には、教室を改修して、授業及びクラブ活動において要望のあった壁面に全身鏡を配置したダンススタジオを設置し、利用の便に供している。

図書館は本館 1F で、各教室から 2~3 分以内というアクセス上大変便利な場所にあり、十分な広さと蔵書をもち、学生の学習に対応している。図書館の一角にラーニングコモンズを設け、ゼミやグループ学習に供している（備付 57）。図書の購入と廃棄は、図書館運営委員会が組織的に行っており、学生および教職員から個別のリクエストおよび選書ツアーレストをとおしてリクエストを受け付けている。図書館入り口すぐの場所に各教員の著作を、入って右側には各授業に関連する書籍を陳列している。

[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

### <区分 基準III-B-2 の現状>

「固定資産および物品管理規程（提出 34－規程集 20）」および「経理規程（提出 34－規程集 16）」を整備し、諸規定に従い施設・設備、備品等を管理している。「危機管理規則（提出 34－規程集 96）」および「事象別危機管理マニュアル（提出 34－規程集 97）」を整備し、それに基づいて危機事象の対応をすることとしているが、規則・マニュアルの制定後、10 余年が経過しており、見直しに迫られている。

防災委員会が定期的に（年 2 回程度）地震と火事を想定した全学的な避難訓練を行っており、あわせて、備品等の確認を行っている。また、新年度のオリエンテーション時には、警察による講話を実施し、防犯に努めている。一人暮らしの学生に対しては定期的に連絡会を開催し、避難場所や経路など、防災、防犯にかかる資料を提供している。高校を含め学園内に 8 か所の防犯カメラを備え、短期大学事務室でモニタリングできる環境を整備している。

コンピュータに関しては、学生用コンピュータおよび教職員用コンピュータには、すべてセキュリティソフトを導入し、安全対策を講じている。2023 年度（令和 5 年度）には、専任教員が研究活動および校務に使用している個人研究室にセキュリティ対策に優れる有線 LAN を敷設した。FD を兼ねたセキュリティ研修では、公衆 LAN の使用制限や VPN の使用方法など具体的な知識を提供している。

省エネルギー対策については、照明の LED 化の促進、階段利用の勧奨などと同時に、会議における紙配布の削減に取り組んでいる。2020 年度（令和 3 年度）から、教授会および各委員会の会議に必要な資料をデータ化するとともに紙媒体での配布を減らしている。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

学生や教員の要望や時代の変化に対応し、コンピュータ室のシステム改修を初め、必要な設備を計画的に充実させていく。

2017 年度（平成 29 年度）から全学的にセキュリティソフトを導入したものの、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文科省（平成 29 年 10 月））」及び「同（令和 4 年 3 月改訂版）」に基づく全学的な情報セキュリティ体制については、今後実現していきたい。

また、本学は創立 57 周年を迎えたが、耐震対策を兼ねた改修を一度実施したのみで、創立以来同じ建物を現在も使用している。現在のところ具体的な建替えの計画もないため、今後もメンテナンスしつつ、校舎を維持していくかなければならない。内部もさることながら外壁や、外部階段の劣化も生じるため、適宜の補修が必要である。各教室内の設備についても年次更新のものがあるため、外装も含め、年次計画を策定し、順次対応している。

また、年配の方にも科目履修生や公開講座聴講生として、やがては社会人学生として来ていただくために、なにより障害のある学生を受け入れるためにもバリアフリー化等の配慮は進めなければならない課題である。しかし、校地は落差のある地形である上、バリアフリー化していない古い建物が多く、全体のバリアフリー化は難しい。今後、計画的にバリアフリー等を実施していくことが課題となっている。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

## [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

### <根拠資料>

#### 備付資料

59 学内 LAN 一覧表

60 座席表

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

財政的制約から、必要とされる技術的資源を順次計画的に整備している。とりわけここ数年間は、ICT 環境の整備と学習環境の改善や教育改革に結びつく施設・設備の改修に取り組んできた（備付 59）。これらの整備は、教育課程編成・実施の方針に基づき、学生の学習成果の獲得を目指して推進されており、整備された技術的資源は各授業や支援活動において有効に活用されている。

2014 年度（平成 26 年度）にはアクティブラーニングを促進するため 302 教室、403 教室の改修を実施するとともに各種機材を導入した。2016 年度（平成 28 年度）には、現代コミュニケーション専攻の学習環境を改善するために 407 教室を、幼児教育専攻の学習環境を改善するために 401 教室の改修を実施した。2017 年度（平成 29 年度）には、WEB シラバスをはじめとする、履修、出欠管理、成績管理にかかる「教務学習支援システム（GAKUEN）」を導入した。2020 年度（令和 2 年度）、2021 年度（令和 3 年度）には、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で WEB 授業を時期によっては全面的に実施したが、上記の各種システムに加え Microsoft365 を運用していたため、迅速に対応することができた。2023 年度（令和 5 年度）には 403 教室を改修し、グループワークを促進するため教室の前半分に可動式什器を導入した。2024 年度（令和 6 年度）には、CL（コンピュータ・ラボ）のデスクトップパソコン 41 台を最新のものに更新するとともに、学生及び教員への貸し出し用ノートパソコンを 10 台購入した。

また、情報技術向上のための研修としては、学生は情報系授業において行っており、MOS 受験も勧奨している。一方、教職員については、毎年度当該テーマでの FD 研修を開催し、そこでセキュリティを中心とした情報関連の研修を行っている。今後も継続的かつ計画的な設備更新や特別教室の整備、それらを運用するシステムの導入を計画ていきたい。

### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

現在、無線 LAN 環境の遅れが問題となっている。本学では 2012 年度（平成 24 年度）に校舎内に無線 LAN を敷設し学生にも開放している。しかし、この間スマートフォンの普及と高性能化によって帯域を占有しまうようになり、結果として必要な通信ができないという問題が発生している。そもそもインターネット回線の狭隘、ルーターの性能不足、回線（ケーブル）自体の規格の問題などがあり、全面的な解決は難しいものの、計画的に一つずつ改善していくことが求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>  
特になし

## [テーマ 基準III-D 財的資源]

### <根拠資料>

#### 提出資料

- 19 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）
- 20 事業活動収支計算書の概要
- 21 貸借対照表の概要（学校法人全体）
- 22 財務状況調べ
- 23 決算書類（2022年度）
- 24 決算書類（2023年度）
- 25 決算書類（2024年度）
- 26 財産目録（2022年度）
- 27 財産目録（2023年度）
- 28 財産目録（2024年度）
- 29 事業報告書
- 30 事業計画書／予算書

#### 備付資料

- 66 中期計画

### [区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]

### <区分 基準III-D-1 の現状>

学園全体の財務状態の悪化は、2007年（平成19年）の文部科学省の助言に基づいて、私学振興・共済事業団の経営指導を受けることを余儀なくさせたが、2013年度（平成25年度）からは「経営改善新5ヶ年計画」を指針として財政の改善に取り組んできた。その一方で、入試広報活動の充実による入学者数の増加、教育改善に向けての積極的な取り組みを基礎とする改革総合支援事業への応募・採択による国庫補助金の増額などによって、前回第三者評価を受けた2017年度（平成29年度）以降、定員以上の入学者を迎えて短大部門として収入超過となり、短大の財政状態は一時的には改善がみられるようになった。

しかし、2021年度（令和3年度）以降は、入学者数の減少が続き、主として学生生徒等納付金の減収により経常収支が支出超過、2022年度（令和4年度）及び2023年度（令和5年度）は資金収支も支出超過であったが、2024年度（令和6年度）の資金収支においても7200万円余の支出超過となっており、これらの収支が3年間にわたり均衡しているとは言い難い（提出23、提出24、提出25）。また、学生募集が奨学金枠の拡大による入学者獲得に依存しているため、過去において財務構造として奨学費比率が高いことが指摘されていたが、ようやく2025年度（令和7年度）入試に関わる奨学費の減額化に着手した（提出25）。このため、教育研究経費自体は経常収入の20%以上を維持しているものの、実質的な教育研究経費は20%台後半の水準にある。また、特に幼児教育専攻の学生確保が近年困難な傾向で、2023年度（令和5年度）入学生（全体）は定員の56%、2024年度（令和6年度）は定員の70%となり、財政収支上極めて厳しい状況となっており、短大全体の収

容学生数も 2024 年（令和 6 年）5 月 1 日付けにて 152 名（76%）となっており、2026 年度（令和 8 年度）入試により一層の学生募集の注力に着手したところである（提出 25）。

また、寄付金については、「堀之内学園東京立正振興基金」および「学校法人堀之内学園創立 100 周年記念事業資金募金」の 2 種が勧募中となっている。

今後は、短大・法人一丸となって更なる対策を考え、その上で、モデル収支表を作成し、財務数値の戦略目標を定め、2026 年度（令和 8 年度）に迎える学園創立 100 周年に向けて一定の施設・設備更新、新規投資が可能となるような方策を短大を含め学園全体で模索している。

なお、財的資源の管理については、公認会計士、監事により外部監査、監事監査を通じて適正に行われている。短大、中高、保育園の各部門別の管理も行われており、退職給与引当金等も適正に引きあてており、財政状態の把握は適切になされている。ちなみに資産運用については、上述の状況の中で活発には行われておらず、対応する規程類としては、学校法人堀之内学園経理規程第 28 条に基づく「資金運用規程」が、2025 年（令和 7 年）1 月 30 日にようやく整備された。

事業計画については、2024 年度（令和 6 年度）末を期末とする中期計画が進行中であり、同年度中に、次期中期計画がとりまとめられることとなっている（令和 7 年 5 月 31 日理事会・評議員会了承）。また、各年度においては、事業計画・事業報告が、策定・報告され、予算・決算とあわせ、学内外に公表されている（提出 29、提出 30）。

また、日常的な出納・経理業務は、短期大学の出納担当者より経理責任者を経て、学校法人の担当者・責任者を経て、常務理事にあげられ、適正に処理されている。資産・資金管理・運営についても、同様に学校法人担当者より、常務理事を経て理事長に報告されている。

[区分 基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意]

基準III-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準III-D-2 の現状＞

本区分における全体的な状況としては、本学では、2022 年（令和 4 年）2 月に堀之内学園として私立学校振興・共済事業団の経営相談を実施し、法人・短大・中高における改善指導を受けている。中でも、財務分析における短期大学部門のポイントとして、①奨学費支出の見直し、②人件費の適正化、③損益分岐点の引き下げ、の 3 点を指摘されている。

このうち奨学費比率については、ようやく 2023 年度（令和 5 年度）において関連する諸規定類の改正をすすめ、2025 年度（令和 7 年度）入学生からの各種奨学金の減額を実施することとなった。指摘事項の人件費の適正化ならびに損益分岐点の引き下げについては、基準Ⅲ-D-1 で記したように、2025 年度（令和 7 年度）からの学園中期計画の策定を 2024 年度（令和 6 年度）中に行う予定であり、そこにおいて法人全体の経営改善計画を策定することとなっており、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」としては、B1～D3 に該当することは法人執行部において共有はなされているが、現状では経営改善計画および学園中期計画の策定途次となっている。なお、文部科学省高等教育局私学部参事官の指導はうけていない。なお、このような状況をうけて、次年度においても私立学校振興・共済事業団の経営相談を実施することを決定している。

また、近年の 18 歳人口の減少を受け、短期大学においても 2021 年度（令和 3 年度）までの入学定員超過の状況から一転して、2022 年度（令和 4 年度）の学科の入学定員充足率は 85%、2023 年度（令和 5 年度）は 80%、2024 年度（令和 6 年度）は 69% と入学者数減が継続しており、将来の本短大像を明確にはしきれていないきらいがある（提出 37）。なお、本学の強み・弱みなどについては、2023 年度（令和 5 年度）においては、教職員研修会ならびに学生のミニ集会などによって、意見を聴取しており、短大教職員においては一定の理解がなされていると考えている。

学生募集対策については本学の執行部である企画運営委員会と担当の入試広報委員会での議論を踏まえて対策案が作成されており、前掲の奨学費支出の事例で示されたように、本学の経営実態を反映したものとなっている。また、学納金については東京都短期大学協会加盟の他短大の状況も参考にしつつ、学生募集への影響を考慮しつつ全体として判断している。人事計画については、小規模短大かつ保育士の資格養成課程を開設しているため、必要とされる教員数、職階に枠があるため、補充人事をしっかりと実施することとしている。また財政的にひっ迫する中での施設計画も人事同様に補修的なものにならざるを得ず、その他に関しては学園 100 周年記念事業を含めた中期計画の中で検討することとしている。その際の原資としての外部資金の獲得に関しては、本学園独自の勧募事業として先にも触れた「堀之内学園東京立正振興基金」ならびに「学校法人堀之内学園創立 100 周年記念事業資金募金」が勧募中であり、また、教員個々には科学研究費助成事業を始めとする公私の研究費助成への応募を勧奨している。なお、保有資産内容の見直しについては今後の課題となっている。

定員管理については、上述の通り、入学定員充足率は 70% 前後となっており、その結果として欠員分の学納金が收受できず、赤字体質となっており、遺憾ながら人件費を含む諸経費の一層の緊縮が求められる状況となっている。

なお、このような状況は学内的には、毎年度当初に理事会・評議員会において前年度決算が確定・了承されたのちに、学園財務担当者による教職員説明会を開催して、決算内容を説明し、短大および学園の置かれた状況を共有している（提出 29、備付 66）。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

前回認証評価を受けた 2017 年度（平成 29 年度）以降の短大部門の資金収支内訳表を見ると当初は収入超過であったものが、2022 年度（令和 4 年度）資金収支が支出超過（△

23,666,825) となり、2023 年度（令和 5 年度）も支出超過（△83,113,012）、2024 年度（令和 6 年度）も支出超過（△72,844,980）となっている。その原因の一は入学定員の未充足であり、もしくは前掲の事業団指摘の要改善点である。よって、それへの対応が急務である。特に、損益分岐点の引き下げについては、入学定員を超える学生の獲得による財政維持という過去続いてきた財務構造が課題であると認識している。これらについて、短大レベルでの改善には当年度において取り組みを始動しているが、法人レベルでは経営改善計画ならびに学園中期計画として取り組むこととしており、次年度の私立学校振興・共済事業団の経営相談の結果を受けて、諸計画を策定および改訂を図っていきたい。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

#### ＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

##### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の行動計画としては、保育園設立計画及び財的資源改善のための計画が予定されていた。

東京立正保育園が 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日に設立され、学園として寄附行為の改正とともに、財務・会計等の管理制度が確立された。

また、策定された堀之内学園経営改善計画（平成 25～29 年度）により、学園として経営改善の取組みがなされ、法人全体として経常収支が 2016 年度（平成 28 年度）には収入超過となつたが、2019 年度（令和元年度）より支出超過が継続している（提出 23、提出 24、提出 25）。

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

全般的な目標としては、キャッシュフロー面の改善を図ることとしている。また、本学園は小規模法人ではあるが、保有資産内容を見直し、それらの教育資源への動員を可能にする方策を検討中である。

財的資源の改善のためには、財務諸表から導かれる数値目標を設定し、それを達成するための諸施策が検討され、そのための行動計画が経営改善計画・学園中期計画として策定されることになっている。

上記の通り、本学園は 2019 年度（令和元年度）より支出超過が継続しているが、この要因は短大の入学者減少に加えて、高等学校の 2021 年度（令和 3 年度）の入学者が定員の約半数しかいなかつたことなどに起因している。また、保育園の入園者も 2021 年度（令和 3 年度）の 100 名をピークにそれ以後は減少傾向となっている。少子化に起因するこのような状況を鑑みると、設置校の内実の一層の充実化を含め、財政状況改善のための諸施策の早急な検討と、その着実な実行が急務であり、2023 年度（令和 5 年度）において取り組みを着手したところである。

そして、その具体策を 2025 年度（令和 7 年度）より開始される次期の中期計画に盛り込むこととしている。このため、2024 年度（令和 6 年度）中に、法人内部において活発な議論をしていきたい。

## 【基準IV 短期大学運営とガバナンス】

### [テーマ 基準IV-A 理事会運営]

#### ＜根拠資料＞

##### 提出資料

- 31 理事会議事録（2022年度）（PDF）
- 32 理事会議事録（2023年度）（PDF）
- 33 理事会議事録（2024年度）（PDF）
- 34 諸規定集
- 41 寄附行為

##### 備付資料

- 62 理事長の履歴書（2025年5月1日）
- 63 学校法人実態調査表（2022年度）
- 64 学校法人実態調査表（2023年度）
- 65 学校法人実態調査表（2024年度）
- 66 中期計画

[区分 基準IV-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

#### ＜区分 基準IV-A-1 の現状＞

学校法人堀之内学園寄附行為第7条に基づき、理事長職を宗教法人堀之内妙法寺住職が務めている（提出41）。理事長は、本学園創設者である宗教法人堀之内妙法寺の現住職であり、学園の歴史に精通し、本学の建学の精神・教育理念、教育目的等を理解し、宗教者として本学の教育について明確な理念をもっており、学校法人の発展に寄与している。

しかし、日蓮宗本山の住職という宗教者としての活動から、日常の学校の管理運営に常に携わることが難しいこともあるので、寄附行為第8条によって常務理事1名を置き、その職務を代行させている。そして、常務理事により、短大学長、中学・高等学校長、保育園長との月1回の各トップ会議および学内理事者・監事をメンバーとする学内理事会をはじめ、日常的に意見交換の場が持たれ、必要な事項は隨時理事長に報告されている。

[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

#### ＜区分 基準IV-A-2 の現状＞

理事長は、寄附行為第15条に基づき、隔月で理事会を招集し、議長を務め、短期大学を含む堀之内学園における財務、人事、規程整備等の重要事項の審議・決定している。また、理事会には、理事長をはじめ全理事ならびに監事が出席し、常務理事、短大学長、高等学校長、保育園長の報告を受け、学園の状況を正確に理解し、設置校をめぐる法的ならびに

教育的情報を共有した上で各種審議がなされ、短大の発展をにらんだ学園の将来構想についても意見交換がなされている（提出 33）。

理事会の開催状況 2022 年度（令和 4 年度）～2024 年度（令和 6 年度） (人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
10～12 人	10	令和 4 年 5 月 30 日 13：30～15：30	9	90.0%		1／2
	10	令和 4 年 7 月 28 日 13：30～14：30	8	80.0%		1／2
	10	令和 4 年 9 月 29 日 13：30～14：30	9	90.0%		2／2
	10	令和 4 年 11 月 15 日 12：30～14：15	9	90.0%		2／2
	10	令和 5 年 1 月 26 日 13：30～14：30	8	80.0%		1／2
	10	令和 5 年 3 月 29 日 15：00～16：35	9	90.0%		2／2
10～12 人	10	令和 5 年 5 月 30 日 13：30～14：40	9	90.0%		2／2
	10	令和 5 年 7 月 27 日 13：30～15：55	10	100.0%		2／2
	10	令和 5 年 9 月 28 日 13：30～14：30	8	80.0%		1／2
	10	令和 5 年 11 月 15 日 12：30～13：30	8	80.0%		2／2
	10	令和 6 年 2 月 8 日 13：30～14：30	8	80.0%		1／2
	10	令和 6 年 3 月 28 日 15：00～16：30	10	100.0%		2／2
10～12 人	10	令和 6 年 5 月 31 日 13：30～15：50	9	90.0%		2／2
	10	令和 6 年 7 月 25 日 13：30～15：30	8	80.0%		1／2
	10	令和 6 年 9 月 26 日 13：30～15：00	8	80.0%		1／2
	10	令和 6 年 10 月 21 日 14：30～15：45	8	80.0%		1／2

	10	令和 6 年 11 月 15 日 12 : 30~14 : 15	10	100.0%		2/2
	10	令和 7 年 1 月 30 日 13 : 30~15 : 10	10	100.0%		2/2
	10	令和 7 年 3 月 26 日 15 : 00~18 : 45	9	90.0%		2/2

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

**<区分 基準IV-A-3 の現状>**

理事会は私立学校の役員選任規定および寄附行為第 18 条に基づいて、本学の建学の精神を理解し、学校法人の健全運営について見識を有する者から選任され、適正に構成されている。

なお、寄附行為には校長・教員の欠格事由の規定を準用することは明記していないが、寄附行為第 3 条に教育基本法および学校教育法に従うことを明示しており、当然のことと理解している。

**<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>**

2025 年（令和 7 年）4 月より私立学校法の改正を受けた新寄附行為が施行されるため、新寄附行為に基づいて、適切な理事会運営を行うことが求められている。

**<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>**

特になし

## [テーマ 基準IV-B 教学運営]

### <根拠資料>

#### 提出資料

- 35 教授会議事録（2022 年度）
- 36 教授会議事録（2023 年度）
- 37 教授会議事録（2024 年度）

#### 備付資料

- 67 学長の個人調書
- 68 学長の教育研究業績書
- 69 各委員会の議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

### <区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。本学では、共学マネジメント確立のため、学長を委員長とし学科長、専攻課程長によって構成される「企画・運営委員会」を組織しており、本学の基本方針を立案し教授会において審議したり、教授会審議内容をもとに具体的方針を決定したりしている。

現学長は 2023 年度（令和 5 年度）に就任したが、前任校において常任理事・副学長・学部長等を歴任しており、また専門領域における博士号を有しており、人格・学識とも優れており、経歴に根ざした大学運営に関する識見を有している。

学長は、2026 年度（令和 8 年度）の法人開設 100 周年、短大創立 60 周年にむけて、学長は建学の精神に基づいた教育研究を推進しており、本学の発展・充実に向けて努力をしている。

学長の選出については、人事規程第 9 条により、理事長が常務理事とはかり、理事会の 3 分の 2 以上の賛成を得て、これを選任するとされており、これに基づいて教授会の意見を聴いた上で候補者が適正に選出されている。

教授会の開催に関しては、学長は教授会規程第 4 条 5 条に基づいて、月 1 回の定例会をはじめとする教授会を開催し、適切に運営している。なお審議事項は、各委員会において教授会審議が必要とされる事項を挙げており、開会以前には Microsoft365 にて教授会構成メンバーに知らされている。また、学長は教授会規程第 6 条に基づき、学生の身分に関する事項（入学、卒業、修了ならびに学位授与）ほかの重要事項に関しては教授会の意見を聴取した上で、それを決定しており、学習の成果および三つの方針等についても、教授会において確認・共有している。なお、教授会の議事録はこれを整備し、保管している。

また、学長は、当職もしくは教授会の下に専攻課程会議ならびに各委員会等を設置し、規程類に基づいて適切に運営している。

＜テーマ 基準IV-B 教学運営の課題＞

2024年度（令和6年度）の認証評価において、教授会議事録の様式、入学者選抜判定会議の内容が教授会の審議事項に記載されていない旨の指摘があった。これらについては、評価結果の通知を待たず、即時改善した。

＜テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項＞

特になし

## [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

### <根拠資料>

#### 提出資料

38 評議員会議事録（2022年度）

39 評議員会議事録（2023年度）

40 評議員会議事録（2024年度）

#### 備付資料

70 監事の監査状況（2022年度）

71 監事の監査状況（2023年度）

72 監事の監査状況（2024年度）

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

### <区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、理事会に毎回出席し、学校法人の状況ならびに理事の職務遂行状況について、常に把握しようと努めている。毎月開催される学内理事会にも監事1名が毎回出席し、学内の問題や各学内理事の職務遂行状況等の継続的な把握にも努めている。また、毎年、監査報告書を、当該会計年度終了後2か月以内に、理事会、評議員会に提出し意見を述べている（備付72）。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

### <区分 基準IV-C-2 の現状>

寄附行為第24条の定めにより、評議員会は理事の2倍以上の評議員によって構成されており、理事長は寄附行為第27条に基づき、会計年度終了後2か月以内に決算に関する評議員会を招集し、監事監査および理事会議決を経た前年度決算書類ならびに事業報告書について報告し、その意見を求めている。また、事業計画、次年度予算、当該年度補正予算については理事会の前に開催される評議員会においては、評議員会としての意見をとりまとめ理事会に具申している。このほか、年度中間の評議員会が開催され、理事会からの諮問事項について審議しており、諮問機関として評議員会は適切に運営されている。（提出40）。

### 評議員会の開催状況 2022年度（令和4年度）～2024年度（令和6年度） (人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
定員	現員 (a)		出席評議員 数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
19～23人	21	令和4年5月30日	19	90.5%		1/2

		15：30～16：30				
21	令和4年11月15日 15：00～16：30	16	76.2%			2/2
						2/2
19～23人	21	令和5年5月30日 15：30～16：40	17	81.0%		2/2
	21	令和5年11月15日 15：00～16：00	16	76.2%		2/2
	21	令和6年3月28日 13：30～14：30	19	90.5%		2/2
19～23人	21	令和6年5月31日 16：00～17：50	16	76.2%		2/2
	21	令和6年11月15日 15：00～16：30	18	85.7%		2/2
	21	令和7年3月26日 13：00～14：50	18	85.2%		2/2

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

#### ＜区分 基準IV-C-3 の現状＞

監査法人との契約により、会計監査人が学校法人の会計監査を実施しており、併せて監事との意見交換を行っており、また、理事長・常務理事等からの意見聴取を踏まえて、会計監査報告がなされている。

#### ＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

2025年（令和7年）4月より私立学校法の改正を受けた新寄附行為が施行されるため、新寄附行為に基づいて、適切な法人運営が求められており、理事及び評議員、監事、会計監査人のそれぞれ選任、ならびに理事長の選任、常務理事の選任等を適切に行い、学校法人運営を適法に行うことが肝要となっている。

#### ＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

## [テーマ 基準IV-D 情報公表]

### <根拠資料>

提出資料

41 寄附行為

備付資料

73 ガバナンス・コード

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

### <区分 基準IV-D-1 の現状>

本学では、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、三つの方針、学習成果および査定方法（アセスメント・ポリシー）、教育研究上の基本組織、教員の有する学位・業績、入学者数・収容定員等、授業科目・授業方法及び内容を、本学WEBサイト「修学上の情報」において公表している。また、教員数、校地・校舎等の施設、授業料等、学生の教育研究環境を本学WEBサイト「教育研究上の基礎的な情報」において公表している。その他、

「教員養成情報」「財務／事業計画／事業報告／自己点検評価／認証評価」「研究活動の促進及び不正防止の取り組み」を本学WEBサイト「公表情報」において内外に公表している。これらの情報は随時更新している。また私立学校法第47条に基づいて、関係資料を閲覧に供している。

2024年度（令和6年度）には「私立大学・短期大学版 ガバナンス・コード」を定め、評価を実施している。評価結果はWEBサイトにおいて内外に公表している。

### <テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

公開情報の種類について、国等からさまざまな指摘がなされており、それらに適切・迅速に対応することが課題である。また、WEBサイトの更新作業は入試・広報委員会が行っており、公表内容に責任を持つ委員会との密な連携が必要である。

### <テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし

### <基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

リーダーシップとガバナンスの前回の行動計画については、経営改善の施策が軌道に乗ったことを確認した後、ガバナンスの再規定についての組織的検討に入る予定としていた。

2019年（令和元年）10月に学園法人本部の人的配置増により本部機能の強化を図るとともに、「日本私立短期大学協会 私立大学・短期大学版ガバナンス・コード（令和2年1

月 16 日)」を受け、これをガバナンスの再規定とし、大枠としてこれに準拠して学校運営をしていくこととしている。これまでガバナンスは適切に機能しており、大きな問題は特にない。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学における現今最大の課題は財政問題であるが、経常経費補助金の増額がなされない以上、財政問題の根本は入学定員の充足である。その一方で、修学支援制度の機関要件としての定員充足率が（流動的ではあるが）定められており、その達成は多くの短期大学にとって非常に困難と言われている。

そのため、本学では、機関要件の達成を優先順位として、2026 年度（令和 8 年度）入学生から募集定員を変更し、@50 名 \* 2 専攻を、@40 名 \* 2 専攻とし、入学定員 100 名を 80 名へと変更する届け出が受領されている。これによって直接的に入学生が増加するわけではないが、本学を必要とする受験生に進路を提供していきたい。

そして、2026 年度（令和 8 年度）に学園創立 100 周年を迎えるにあたり、教育内容ならびに広報活動を一層充実化し、学生募集に資する方策をとっていきたいと考えている。

今回の自己点検・評価を実施し、本報告書を作成する途次において計画となつた東京立正短期大学および設置法人である堀之内学園を取り巻く主要課題は以下のものと把握している。

第一の課題は、東京都私立短期大学協会加盟の 29 校（2024 年度実績）の多くと同様に、本短大も厳しい財政状況が継続しており、それを主たる要因として学校法人全体の経営がイエローゾーンとレッドゾーンの境界域にあることである。短期大学におけるこの財政状況の主な原因が収容定員の未充足にあることは明らかであり、18 歳人口減少期における学生募集に一層の知恵を絞りつつ、注力していくこととなっている。

第二の課題は、施設・設備の維持・更新に関する課題がある。すでに本報告書で取り上げたように、本学園は全体として狭隘な敷地に、短期大学と中学・高等学校が設置されており、施設の更新が非常に難しい状況にある。また、第一点目と同様に、財政的なひつ迫状況により、全面的な施設・設備の改修が困難な状況にあることが課題として認識されている。このために、年次的計画を策定し、施設補修・設備更新を行うこととしており、大幅な施設・設備の更新が困難である点があげられる。

また、堀之内学園は 2026 年度（令和 8 年度）に学園創立 100 周年を迎えることとなつており、その記念事業として学園環境の整備を取り上げられており、本短期大学の施設補修・設備更新もその一環として進められている。

第三の課題は、制度もしくは計画の整備に関する課題である。2025 年度（令和 7 年度）より施行される改正私立学校法の下での新寄附行為への改正作業が 2024 年度（令和 6 年度）中に行われ、その一方で、2025 年度を始期とする学園中期計画も策定されているが、経営改善計画は未だ策定中である。同年度には新学校法人会計が施行されるため、2025 年度（令和 7 年度）を開始時期とした各種の規定類・制度・計画の整備が、理事長・常務理事ならびに理事会・評議員会の下で進められている。